

# 民法（遺言関係）等の改正に関する 中間試案の補足説明

この文書は、法制審議会民法（遺言関係）部会が令和7年7月15日に決定した「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」の全文を掲載した上で、各項目に詳細な説明を加える「(補足説明)」欄を付したものである。この「(補足説明)」欄は、いずれも同部会における審議の対象とされたものではなく、専ら事務当局（法務省民事局参事官室）の文責において、中間試案の内容を理解していただく一助とする趣旨で記載したものである。

令和7年7月

法務省民事局参事官室

## はじめに

### 1 遺言制度

#### (1) 遺言の方式等

5 民法は、相続に関し、法定相続（民法で定められた相続人の範囲や順位、相続分に従って相続すること）に関する規定、遺言に関する規定及びこれらを調整する遺留分に関する規定を定めている。

これらのうち、遺言は、遺言者が生前に表示した意思に法的効果を与え、法定相続分による財産の承継とは異なる財産の処分等を認めるものである。遺言は、当事者間の契約とは異なり、遺言者の単独行為であり、遺言者の死亡の時から効力を生ずる（民法（以下、民法は条項のみを記載する。）第985条第1項）。もっとも、遺言者本人は、遺言の効力が生じるときには既に死亡しており、遺言の内容について改めて本人に意思を確認することは不可能である。そのため、遺言者の真意を確保し、遺言書の偽造・変造を防止等するために、民法は、遺言について厳格な方式を定めている（第960条）。

具体的に定められている各方式は、以下のとおりである（第967条）。

普通的方式 自筆証書遺言（第968条）

公正証書遺言（第969条）

20 秘密証書遺言（第970条）

特別的方式 隔絶地遺言 一般隔絶地遺言（第977条）

在船者遺言（第978条）

危急時遺言 死亡危急時遺言（第976条）

船舶遭難者遺言（第979条）

25 領事方式遺言（第984条）

#### (2) 利用状況等

遺言の作成件数等は、以下の一覧表のとおりである。なお、おおよその自筆証書遺言の作成件数を把握するために参考となるのは「遺言書の検認件数」と「自筆証書遺言書の保管申請件数」との合計である。（注1）（注2）

（注1）遺言書の検認（遺言書の状態を確認し保存する検証・証拠保全手続）を要するのは、公正証書遺言以外の遺言（自筆証書遺言（自筆証書遺言書保管制度により保管されたものを除く。）、秘密証書遺言及び特別の方式の遺言）である（第1004条、法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「遺言書保管法」という。）第11条）。

(注2) 遺言の確認(遺言が遺言者の真意によるものであることを確認する裁判手続)を要するのは、特別の方式の遺言のうちの危急時遺言(死亡危急時遺言(第976条)及び船舶遭難者遺言(第979条))である。

	死亡者数 (人)	公正証書 遺言の作 成件数 (件)	秘密証書遺言 に係る公正証 書の作成件数 (件)	遺言書の 検認件数 (件)	遺言の確 認件数 (件)	自筆証書遺言書 の保管申請件数 (件)
平成10年	936,484	54,973	100	8,825	93	-
平成20年	1,142,407	76,436	91	13,632	115	-
平成30年	1,362,470	110,471	128	17,487	123	-
令和元年 (平成31年)	1,381,093	113,137	100	18,625	144	-
令和2年	1,372,755	97,700	76	18,277	135	12,631 (令和2年7月開始)
令和3年	1,439,856	106,028	78	19,576	116	17,002
令和4年	1,569,050	111,977	68	20,500	124	16,802
令和5年	1,576,016	118,981	86	22,314	133	19,336
令和6年	1,618,684	128,378	64	23,436	206	23,419

5 ※ 死亡者数は厚生労働省が公表する「人口動態統計」に、遺言書の検認件数及び遺言の確認件数は最高裁判所が公表する「司法統計年報」に、その余は法務省において把握している数値による。なお、令和6年の死亡者数は概数である。

(3) 真意性・真正性の担保及び熟慮を促すことについて

10 ア 前記(1)のとおり、民法は、遺言者の真意を確保し、遺言書の偽造・変造を防止するために(真意性・真正性の担保)、遺言について厳格な方式を定めている(第960条)。これに加え、厳格な方式を定めた趣旨として、軽率に作成して後に争いを残さないようある程度慎重な考慮(熟慮)を促すことも指摘されている。

15 イ これらのうち、真正性の担保(偽造・変造の防止)とは、文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたこと、すなわち他人による作成名義の冒用や文書の改変がされていないことを担保することであると解される。これに対し、真意性の担保や熟慮を促すことという点については、それ

らの意味内容は直ちには明らかでないものの、文献を踏まえると、以下のように整理することが考えられる。

(真意性の担保)

- 意思の形成及び表示に他人の影響等が及ぶことを防止すること
- 遺言ではないものとの区別が可能であること
- 遺言の内容が明白であること

(熟慮を促すこと)

- 軽率に作成して後に争いを残さないように慎重さを要求すること

ウ 現行の遺言の方式においても、これらがどの程度実現されているかについては、各方式において一律ではないとも考えられる。新たな方式及び現行の方式の見直しの検討に当たっては、これらの点をどの程度実現することが必要か、又は可能かについて、考慮する必要があるものと考えられる。

## 2 審議の経緯等

### (1) 遺言制度を取り巻く社会情勢

遺言の方式に関する規定については、平成11年や平成30年の改正等の際に若干の修正がされたほかは実質的な修正がされておらず、明治民法下における規定が130年近くの間大規模な改正を経ていないことになる。

もっとも、この間、我が国は、65歳以上の人口が総人口の29.3% (3624万人)、75歳以上の人口が総人口の16.8% (2078万人) を占め (令和6年10月時点)、年間死亡者数が160万人を超えるなど、高齢社会・高齢多死社会を迎え、また、単身世帯が増加し、全世帯の34.0% を占める一方 (令和5年6月時点)、児童のいる世帯が減少の一途を辿る (同月時点で18.1%) など、家族の在り方が変化又は多様化し、それに伴い、家族のかたち等に対する国民意識が変化してきたと考えられる。そして、相続に関しては、法定相続のルールをそのまま当てはめると実質的な不公平が生じるような場合には遺言者の意思によってこれを修正することも考えられ、また、法定相続人がいない場合には公益的事業を行う団体に遺贈を行うことも考えられるなど、遺言制度の重要性は従前よりも増していくと考えられる。

これに加え、遺言は、被相続人の意思を尊重するという点にとどまらず、遺産に関する権利義務を早期に確定させ、相続登記の促進を含む相続手続の円滑化を図ることにより、所有者不明土地問題や空き家問題などの社会課題を解決することに資するという点でも、重要な役割を有するものである。

以上の諸事情からすると、遺言の方式が厳格にすぎることにより、遺言をしようと考える人々の行動を阻害することがないようにする必要性が高まっているものといえる。

そして、近年、デジタル化が急速に進展し、高齢者を含め、デジタル技術は日常生活において欠かせない存在となっており、高齢者であっても少なくない割合がデジタル機器を保有しているほか、今後高齢者となっていく世代にとっては、もはやデジタル機器は不可欠のツールであると考えられる。このようなデジタル化の進展により、一般に日常生活において手書きにより文書を作成する機会は少なくなっていると考えられる。

そのような状況の中、政府が令和4年6月7日に定めた「規制改革実施計画」では、社会のデジタル化の基盤整備に関する規制改革事項の一つとして「自筆証書遺言制度のデジタル化」が挙げられ、法務省は、国民がデジタル技術を活用して、現行の自筆証書遺言と同程度の信頼性が確保される遺言を簡便に作成できるような新たな方式を設けること、デジタル完結を前提とした法務局における遺言を保管するための仕組み並びに現行の自筆証書遺言における押印要件及び自書を要求する範囲について検討を行うこととされた。

## (2) 審議の経緯

このような状況を踏まえ、令和6年2月、法制審議会第199回会議において、法務大臣から、情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言制度の見直しについて諮問がされ（第125号）、その調査審議のため、民法（遺言関係）部会（部会長：大村敦志学習院大学法科大学院教授）が設置された。

本部会は、令和6年4月から調査審議を開始して令和7年7月までの間に11回の会議を開催し、第11回会議において、「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」を取りまとめるとともに、これを事務当局である法務省民事局（参事官室）において公表し、意見募集手続を行うこととした。

今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、本部会において、要綱案の取りまとめに向けて、引き続き審議を行うことが予定されている。

なお、この補足説明は、中間試案の内容の理解に資するため、本部会での審議状況を踏まえ、中間試案の各項目について、その趣旨等を補足的に説明するものであり、事務当局である法務省民事局（参事官室）の責任において作成したものである。

## 民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案の補足説明

	第 1	普通的方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の	
5		創設 .....	- 1 -
	1	新たな遺言の方式 .....	- 1 -
	2	保管制度の在り方 .....	- 40 -
	3	日付 .....	- 46 -
	4	加除その他の変更、撤回 .....	- 49 -
10	第 2	自筆証書遺言の方式要件の在り方 .....	- 57 -
	1	自書を要しない範囲 .....	- 57 -
	2	押印要件 .....	- 57 -
	第 3	秘密証書遺言の方式要件の在り方 .....	- 63 -
	1	規律の在り方の方向性 .....	- 63 -
15	2	押印要件 .....	- 63 -
	第 4	特別の方式の遺言の方式要件の在り方 .....	- 67 -
	1	作成することができる場面の規律 .....	- 67 -
	2	作成方法の規律 .....	- 68 -
	第 5	その他 .....	- 88 -
20			

## 第1 普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の創設

### 1 新たな遺言の方式

以下の甲案から丙案までのうち、一つ又は複数の方式を創設することについて、引き続き検討する（前注1）（前注2）。

（前注1）乙案及び丙案の双方又はいずれか一方に加え、甲案の方式を創設した場合には、乙案又は丙案と甲案との関係について、甲案の方式で作成した遺言のうち、乙案の①の要件を充たすものについては、乙案の②から④までの手続を経ることにより、乙案の方式によることもできることになると考えられる（甲案の方式で作成した遺言の電磁的記録をプリントアウトした上で、丙案の方式によることができることも同様である。）。

（前注2）本試案において、「電磁的記録」とは、特に明示しない限り、「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい、録音、録画により作成された電磁的記録を含まないものとする。

これに対し、録音、録画により作成された電磁的記録を含む場合には、「録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録」などとして、その旨を明示する。

**【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、遺言者による全文等の口述を録音等により記録して遺言する方式**

#### 【甲1案】証人の立会いを要件とする案

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録すること（注1）（注2）。
- ② 遺言者が、証人二人以上の前で、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、記録されている全文（財産目録（①の電磁的記録に一体のものとして記録された相続財産の全部又は一部の目録をいう。以下同じ。）を除く。）、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）（注4）（注5）（注6）。
- ③ 証人が、遺言者に対し、①の電磁的記録に記録された内容が②の口述の内容と符合することを承認した後、記録されている自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述すること。
- ④ ②及び③の口述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること（注7）（注8）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付、遺言者の氏名及び

証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) ①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うものとするとも考えられる。

5 (注3) 証人となることができる者の資格について、証人の欠格事由を定める現行の規定(民法第974条)が適用されることを想定しているが、本方式における証人の役割等に照らし、更なる資格の制限が必要かについて引き続き検討する。

10 (注4) 「遺言の全文」に代えて、「遺言の趣旨」を口述するものとするこについて引き続き検討する。

(注5) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者であるときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述に代えるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

15 (注6) 証人が、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「ウェブ会議の方法」という。)により立ち会うことができるものとするこについて引き続き検討する。

20 (注7) ④の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするこなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。また、①及び④の電磁的記録について、事後的な改変を防止するため、(注2)のほか、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

25 (注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

**【甲2案】証人の立会いを不要とし、これに相当する措置を講ずる案**

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

35 ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)(注2)。

② 遺言者が、①の電磁的記録に記録されている遺言の全文(財産目録

を除く。)、日付及び自己の氏名を口述すること（注3）。

③ ②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること（注4）。

④ ③の記録をするに当たっては、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとること（注5）（注6）（注7）（注8）。

（注1）遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文、日付及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

（注2）遺言者が③の記録のために民間事業者のサービスを利用した際に、民間事業者が①の電子署名に係る電子証明書が失効していないかを確認するものとするとも考えられる。

（注3）遺言者が口がきけない者である場合に、通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討する。

（注4）③の電磁的記録が①の電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する。

（注5）遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の周囲の状況を撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられる。また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置として、例えば、口述を開始する時点で、遺言者の顔貌等を撮影した画像を記録することとしたり、あらかじめ登録した情報に基づき生体認証を行うこととしたりするほか、口述をしている期間中、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認することが考えられる。

（注6）①の電磁的記録については電子署名を行うことによって、当該記録された情報について改変されていないかどうかを確認することができるものであることは担保されていると考えられるものの、電子署名に係る電子証明書の有効期間等を踏まえ、①及び③の電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討する。

（注7）デジタル技術の急速な進展が見込まれること等を踏まえ、④の規律については、法律上必要とされる一定の要件を規定した上で、細目を主務省令に委任するものとするについて、引き続き検討する。

主務省令に委任する場合の当該省令の規律の在り方については、遺言者が適切なデジタル技術を用いて遺言することができるようにし、事後

的に遺言が無効となる事態を防止する観点から、法律において、④の要件に代えて、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するものをとるものとし、かつ、この基準を充たす民間事業者のサービスについて主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、④の具体的な基準を定めることについて、引き続き検討する。(注8) 遺言書の検認の規定(民法第1004条)はこの方式によってされた遺言にも適用するものとし、家庭裁判所において、検認時における遺言の状態を保全し偽造、変造、隠匿等を予防する目的で、①から④までに規定する方式に関する事項を見分することを想定しているが、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する。

**【乙案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式**

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、電磁的記録に遺言の全文及び氏名を記録し、電子署名を行うこと(注1)。
- ② 遺言者が、電子情報処理組織を使用する方法(オンラインの方法)により、公的機関に対し、①の電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して、保管の申請をすること(注2)。
- ③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報(電子署名に係る電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等)等)の提供又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の電磁的記録に記録された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注3)(注4)(注5)
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の電磁的記録を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が①の遺言の全文及び遺言者の氏名を記録することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請情報とは遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記録した情報とすることを、添付情報とはそれらを証明する情報とすることを、それぞれ想定している。

(注3) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(注4) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注5) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して(ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的な規律は引き続き検討する。

**【丙案】電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式**

本方式による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならないものとする。

- ① 遺言者が、全文が記載された遺言書に署名すること(注1)。
- ② 遺言者が、公的機関に対し、①の遺言書、申請書及び添付書類を提出して、保管の申請をすること(注2)(注3)。
- ③ 公的機関が、申請人(遺言者)に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項を示す書類(マイナンバーカード等)の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めること。
- ④ 遺言者が、公的機関に出頭し、①の遺言書に記載された遺言の全文(財産目録を除く。)を口述すること。ただし、公的機関は、遺言者から申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって上記の口述をさせることができる。(注4)(注5)(注6)
- ⑤ 公的機関が、保管の申請手続が②から④までに従って行われた旨を記録し、①の遺言書を保管すること。

(注1) 遺言者の指示を受けた者が遺言の全文を記録した電磁的記録をプリントアウトし、又は全文を記載することも許容されることを前提としている。

(注2) 申請書には遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載することを、添付書類とはそれらを証明する書類とすることを、それぞれ想定している。

(注3) 遺言者が、出頭又は郵送して遺言書、申請書及び添付書類を提出するこ

とを想定している。

(注4) どのような場合にウェブ会議の方法によることを認めるものとするか、及びその具体的な手続の在り方について、引き続き検討する。

(注5) 遺言の全文を口述する方法に代えて、遺言者が、主務省令で定めるところにより、①の遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするとも考えられる。

(注6) 遺言者が口がきけない者であるときは、遺言者は、公的機関の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して(ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。)、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討する。

(補足説明)

## 1 概要

### (1) 各案の位置付け等

ア 新たな方式として、大きく、【甲案】から【丙案】までの3案(【甲1案】及び【甲2案】を含めると4案)が提示されており、これらの中から一つ又は複数を作成することが提案されている。

このうち、【甲案】及び【乙案】は、いずれも遺言の本文を電磁的記録により作成することによって遺言する方式であるのに対し、【丙案】は遺言の本文を電磁的記録をプリントアウトした書面や手書きした書面により作成することによって遺言する方式である。また、【甲案】は公的機関による保管を前提としない方式であるのに対し、【乙案】及び【丙案】は、いずれも遺言に係る電磁的記録又は書面を公的機関において保管することを要件とする方式である。さらに、【甲案】は、証人の立会いを要件とする【甲1案】と、証人の立会いに代わる技術的な措置を民間事業者の提供するサービスによって担保する【甲2案】とに細分化される。

自筆証書による遺言と対比した場合の各案の特徴は、本資料末尾に添付した一覧表のとおりである。自筆証書による遺言については、一般に、公証人や証人等の他人の関与を要せず、また、特段の費用を要することなく、一人でいつでも作成することができるとのメリットを有する一方で、自筆証書遺言書保管制度を利用しない場合には、遺言書の紛失のおそれや、遺言書が遺言者の死後発見されないおそれがあることなどのデメリットを有するとされる。これと比較すると、【甲案】については、公的機関の関与なく、いつでも作成することができる(ただし、【甲1案】については、証人の立会いを要する。)という同様のメリットがある一方で、

遺言に係る電磁的記録の紛失のおそれや、電磁的記録が遺言者の死後発見されないおそれがあるという同様のデメリットがあるといえる。また、【乙案】及び【丙案】については、公的機関における手続を要するとの負担（デメリット）がある一方で、紛失のおそれや遺言者の死後発見されないおそれを相当程度軽減できるとのメリットがあるといえることができる。

イ 部会では、本文の各案以外のものとして、録音及び録画を同時に行う方法により記録した電磁的記録自体を遺言とする案についても検討がされた（以下、「録音及び録画を同時に行う方法により記録すること」を「録音・録画により記録すること」ということがある。）。

しかし、当該案に対しては、本人が遺言をする意思で述べたものではない録音・録画により記録された電磁的記録が他人によって本人の遺言として作出されるリスクがある、一覧性及び可読性がないため、そのままでは当該遺言に基づく執行手続（不動産登記、金融機関における預貯金の解約等）を円滑かつ迅速に行うことが困難になる、仮に遺言作成に複数の機会を要した場合、複数の動画データが存在することとなるため、データ量が膨大となる可能性がある上、遺言作成の開始から終了までの一部始終が録音・録画により記録されているかについて事後的に検証することが困難となる可能性も否定できないとの指摘等があり、当該案に積極的に賛成する意見は見られなかったことから、本文では当該案の提案はしていない。

そこで、本文では、遺言の全文等が記録された電磁的記録（【甲案】及び【乙案】）又は遺言の全文等が記載された書面（【丙案】）によって遺言をすることとしている。

## (2) （前注1）

仮に【甲案】と【乙案】又は【丙案】を併せて創設した場合には、遺言者が、【甲案】の方式により遺言をした後、紛失等のおそれを踏まえて、公的機関に保管したいと考えたときに、【乙案】又は【丙案】の方式によることができるかが問題となる。本中間試案では、【甲案】の方式による遺言をした後も、【甲案】の本文①で作成した電磁的記録をそのまま用いて、又はプリントアウトして、【乙案】又は【丙案】の方式による遺言をすることは否定されておらず、それぞれの案で定める要件を満たしたときは、当該方式による遺言をすることも許容されることが前提とされている。遺言者が遺言をしてから死亡するまでに一定の期間がある場合も十分考えられ、その際には、遺言者の意向の変化に柔軟に対応することが重要であると考えられ

ることから、以上の旨を本文の（前注1）に記載している。

(3) （前注2）

5 現行法令中、「電磁的記録」との用語には、「電子的方式、磁気的方式その  
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつ  
て、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」と定義されるものと、  
「電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ  
ない方式で作られる記録」と定義するものがあり、前者には、録音や録画  
は含まれない一方で、後者にはこれらが含まれるものと整理されている。そ  
10 して、民法上は、第151条第4項に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的  
方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記  
録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同  
じ。）」と前者の定義による規定がある。

15 そこで、具体的な法文において、どのように定義するかは引き続き検討す  
ることとしているが、本中間試案においては、特に明示しない限り、前者の  
定義によるものとし（本文第1の1の【甲1案】①、【甲2案】①及び【乙  
案】①のほか、本文第4の2(2)アの【甲案】②、イの【甲案】④など、遺言  
の全文等を文字情報で記録することを想定している場合がこれに該当す  
る。）、これに対して、録音・録画を含む場合には、その前後に「録音及び録  
20 画を同時に行う方法により」などと録音・録画を指すことを明示すること  
としており（本文第1の1の【甲1案】④、【甲2案】③のほか、本文第4の  
2(2)アの【甲案】④、【乙案】④、イの【甲案】③、【乙案】③、【丙案】④  
などがこれに該当する。）、その旨を（前注2）に記載している。

25 2 【甲1案】

(1) 概要

【甲1案】は、遺言の全文等を電磁的記録により作成することを前提に、  
証人の立会い及び録音・録画による記録を必要とすることを要件とするも  
のである。

30 すなわち、【甲1案】は、デジタル社会の進展により、手書きにより文書  
を作成するのではなく、パソコンやスマートフォンを利用して電磁的記録  
を作成することが多くなったことを踏まえ、電磁的記録により遺言するこ  
とを可能とするものである。そして、自筆証書遺言では、全文等の手書きを  
要すること等によって、他人による偽造を一定程度防止し、また、遺言者が  
35 遺言の内容を熟慮する機会を担保しているところ、デジタルデータは、遺言  
者により入力されたものか、他人により入力されたものかが明らかでない

という性質があるため、偽造が容易になるのではないかとの指摘や、遺言者が遺言の内容を十分には理解しないまま遺言を作成してしまうのではないかとの指摘がある。そこで、遺言者が、財産目録を除いた遺言の全文を口述することを要するものとし（本文②）、また、かかる口述を、二人以上の証人の面前で行い、かつ、当該口述の状況を録音・録画により記録することを要するものとすることによって（本文③及び④）、遺言の真意性・真正性の担保や熟慮を促す機会の確保を図ることとし、さらに加えて、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的にも確認することができるようにし、遺言者が他人による不当な影響から遺言をしたものでないことを担保することとしている。

なお、作成の簡便性及び真意性・真正性の担保の程度について、自筆証書遺言と同程度とすることが相当ではないかと考える場合には、他人による不当な影響を一定程度排除するために証人の立会いを要件とすることに対して、自筆証書遺言よりも真意性の担保の程度が高い反面で、遺言者の負担が重すぎるのではないかとの指摘も考えられる。他方で、全文の自書が要件とされている自筆証書遺言の場合と異なり、【甲1案】の場合には、他人が遺言に係る電磁的記録の作成を行うことが排除されていないことから、自筆証書遺言と同程度の真意性を担保するためにより慎重な手続を踏む必要があるとも考えられ、【甲1案】は基本的に後者の考えに立つものといえることができる。

また、【甲1案】に関しては、現時点で【甲2案】におけるような民間事業者の関与を前提とする規律を置いていないが、部会においては、【甲1案】の規律を設けた場合には、民間事業者が、二人以上の証人の立会い等を行うことを前提に、【甲2案】と同様のサービスを提供する可能性があるとの指摘もあったところであり、【甲1案】は、そのような可能性を否定するものではないと考えられる。

## (2) 本文①並びに本文の（注1）及び（注2）

### ア 規律の趣旨

本文①は、遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付、自己の氏名及び証人の氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録することを要件とするものである。

このうち、「日付」については、遺言の成立の時を明確にするため、遺言が成立した日付を記録することを想定している（本文第1の3(1)参照）。現行の自筆証書遺言において日付の記載を必要としていること（第968条第1項）と同様の趣旨に基づいている。

また、証人については、本文②で立ち会う二人以上の証人を特定するため、その氏名その他証人を特定するに足りる事項を記録するものとして  
いる。

イ 本文の（注1）

5 遺言者が熟慮して遺言を作成したというためには、少なくとも行為規  
範としては、自筆証書遺言と同様、遺言者が自ら全文等を入力することが  
望ましいとも考えられる。他方で、自筆証書遺言では筆跡により本人が作  
成したか否かを一定程度判断できるのと異なり、電磁的記録は、遺言者本  
10 人が入力したものであるか、遺言者の指示を受けた者が入力したもので  
あるかが記録自体から明らかにならない。そのため、仮に遺言者が自ら全  
文等を入力することを要件としたとしても、裁判規範として、遺言者が自  
ら入力したか否かを適切に認定することが必ずしも容易ではないとも考  
えられる。そこで、遺言の全文等を電磁的記録に記録する方式とした場合  
15 には、それが遺言者の意思によって作成されたことが他の方式要件によ  
って担保されるのであれば、遺言者以外の者が入力したときであっても  
方式要件を欠くことにはならないものとするのが相当であると考えら  
れる。

本文①において、遺言者が電磁的記録に遺言の全文等を記録すること  
としているのは、遺言者の指示を受けた者が入力した場合も含む趣旨で  
20 あり、このことを明確にするため、本文の（注1）にその旨を記載してい  
る。

ウ 本文の（注2）

25 改変の防止を含む真正性の担保のためには、遺言者が電子署名を行う  
ことを方式要件とすることが考えられる一方で、その場合には、電子署名  
に係る電子証明書の有効期間内に有効性検証が行われることが必要と考  
えられる（なお、電子署名については、【甲2案】の本文①についての補  
足説明を参照）。しかし、電子証明書が氏名、住所等の変更、本人の死亡  
及び本人による失効の申出のほか、電子証明書の有効期間の経過によっ  
て失効することからすると、【甲2案】のように遺言時に民間事業者等が  
30 関与することを前提としない場合には、そのような有効性検証が行われ  
る場面を想定し難い。そこで、【甲1案】は、遺言に係る電磁的記録への  
遺言者の電子署名を方式要件とせず、これに代えて、証人の立会い及び録  
音・録画による記録によって、遺言の真正性の担保を図ろうとしている。

35 もっとも、部会においては、電子署名の方が、証人の供述や録音・録画  
による記録よりも、本文①の電磁的記録が遺言者の意思によるものであ  
ることをより確実に明らかにすることができるとの指摘や、事後的に本

文②において口述された内容との同一性を確認する際に、本文①の電磁的記録が事後的に修正されていないことを明らかにするために電子署名が必要であるとの指摘もあった。このような指摘を踏まえると、遺言作成に際して遺言者以外の他人（例えば証人等）が電子証明書の有効性検証を行うといった方策と併せることによって電子署名を活用することとし、遺言者の電子署名を方式要件とすることも考えられる。

そこで、民間事業者が関与し、遺言者の電子証明書の有効性検証を行う場面が想定される【甲２案】と異なり、【甲１案】では、遺言者の電子署名を要件とすることを本文①において明記することはしていないものの、本文①の電磁的記録に、遺言者が電子署名を行うことを要件とすることについては引き続き検討することとし、その旨を本文の（注２）において明らかにしている。

(3) 本文②並びに本文の（注３）から（注６）まで

ア 規律の趣旨

遺言者は、本文①の電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨、遺言の全文、日付及び自己の氏名を口述しなければならないものとされている。これによって、真意性を担保し、さらに一定程度熟慮を促すこともできると考えられる。

また、当該口述は、二人以上の証人の面前で行わなければならない、かつ、本文④において、当該口述の状況を録音・録画により記録することを要するものとされている。これによって、遺言の真正性を担保するとともに、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的にも確認することができるようにし、遺言者が他人による不当な影響から遺言をしたものでないことを担保することとして、相続開始後の紛争の発生をできる限り予防することもできると考えられる。

この点に関し、前記(2)で述べたとおり、【甲１案】においては本文①の電磁的記録に電子署名を行うことを要件としていないところ、本文②に際し、遺言者が当該電磁的記録を指示して当該電磁的記録が自らの遺言であることを述べることにより、本文①の電磁的記録が自らの遺言であることを担保することとしている。

イ 証人の役割及び本文の（注３）

【甲１案】において、証人は、遺言者に人違いがないこと、遺言に係る電磁的記録が遺言者の真意に基づくものであること、遺言者による遺言の全文の口述に誤りがないことを確認するほか、これに加え、作成に際して他人からの不当な影響がないことを担保する役割も期待される（注１）。

この点に関し、部会においては、遺言者本人又はその指示を受けた者が実際に本文①の電磁的記録を作成する際にも証人の立会いを要するもの  
とすべきか否かについても検討された。もっとも、遺言の作成は、一般に、  
遺言者において、遺言の対象となる財産を整理し、推定相続人の相続分、  
5 遺言者の希望、推定相続人間の公平等を踏まえつつ行われることが想定  
され、その作成に一定の時間を要することも多いと考えられることから  
すると、本文①の電磁的記録の作成過程に立ち会うものとするのは、遺  
言者や証人の負担が重く、現実的ではないとの指摘があった。そこで、本  
文①の電磁的記録を作成する際には証人の立会いを要しないこととする  
10 一方で、証人が本文②の全文の口述に立ち会うことによって、遺言が遺言  
者の真意に基づくものであることを担保することとしている。

また、現行法上、公証人が関与する公正証書遺言や秘密証書遺言におけ  
る証人のほか、成年被後見人の遺言(第973条)や特別の方式の遺言(第  
976条から第979条まで、第984条)について、①未成年者、②推  
15 定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、③公証人の配  
偶者、四親等内の親族、書記及び使用人は、遺言の証人又は立会人となる  
ことができないものとされている(第974条、第982条)。これは、  
類型的に遺言の内容に利害関係があるため遺言内容に不当な影響を及ぼ  
すおそれがあると考えられる者や、証人に求められる役割を担当するだ  
20 けの判断能力を備えていないと考えられる者を列挙したものとされてい  
る。(注2)

【甲1案】においても、証人に前記の役割が期待されることからすると、  
類型的に、遺言の内容に利害関係があり、遺言内容に不当な影響を及ぼす  
おそれがあると考えられる者や、証人に求められる役割を担当するだけ  
25 の判断能力を備えていないと考えられる者が証人となることを排除する  
必要があると考えられる。その上で、部会においては、【甲1案】では公  
証人がその作成に関与しないため、例えば、遺言者が入所している介護施  
設を運営する法人に遺贈をしようとする場合に当該法人の従業員が証人  
となることは相当ではないのではないかとの指摘があったことを踏まえ  
30 ると、欠格事由の範囲を拡大し、証人の資格を更に制限することも考えら  
れる。そこで、本文の(注3)でその旨を記載している。

このほか、本文の(注1)により、遺言者の指示を受けて遺言の全文等  
を記録した者が証人となることができるかという問題があり、この点に  
ついては、公正証書遺言では、証人は通訳人を兼ねることができるものと  
35 されていることとの関係を踏まえる必要があるが、部会においては、遺言  
の全文等に係る電磁的記録を作成した者は遺言者の履行補助者的な立場

に立つことから、証人となるべきではないのではないかと指摘があった。

ウ 本文の（注4）

5 本文②では、財産目録を除いた遺言の全文の口述を要するものとして  
いるが、部会においては、形式的に遺言の全文を口述するのではなく、ど  
の財産をどの相続人等に遺贈するかといった遺言の趣旨について、遺言  
者が認識していることが明らかになれば足りるとの観点から、遺言の趣  
旨を口述すれば足りるものとするとも考えられるとの意見もあった一  
10 方で、いかなる範囲が遺言の「趣旨」に該当するかが必ずしも明らかでは  
ないとの意見もあった。そこで、遺言の趣旨を口述するとの考え方につ  
いて、本文の（注4）に記載している。

さらに、部会においては、証人の前で全文の口述を要するものとした  
場合には、遺言者が遺言の内容を他人に知られたくないとのニーズに応  
えられないとの指摘もあり、現行の秘密証書遺言を参考として、遺言者が、  
15 証人の前で本文①の電磁的記録が自らの遺言である旨を申し述べれば  
足り、全文の口述を要しないものとするとも検討された。しかし、証人  
に前記のような役割を求める場合には、遺言者が本文②の全文の口述を  
したことを確認する必要性が高いと考えられたことから、単に自らの遺  
言である旨を申し述べれば足りるとの考え方は本文又は本文の（注）には  
20 記載されなかった。（注3）

エ 証人の人数

自らに有利な遺言を作成させようとする他人が証人と結託し、遺言者  
に不当に働き掛け、遺言者に不当な影響を与えることを防止する観点か  
らは、証人の人数を多くすることが考えられる一方で、遺言者にとって、  
25 多くの証人を確保することは負担となると考えられる。また、【甲1案】  
では録音・録画により記録した電磁的記録を作成することを方式要件と  
しており（本文④）、これによって不当な働き掛けを一定程度防止し、そ  
のような働き掛けの有無について事後に確認することができるとも考え  
られる。そこで、公正証書遺言や秘密証書遺言において証人二人以上の立  
30 会いを要件としていることも踏まえ、最低限、証人二人の立会いを要する  
ものとすることを提案している。

オ 本文の（注5）

遺言者が口がきけない者である場合は、本文②の口述をすることがで  
きないことから、口述に代えて、通訳人の通訳による申述をすることがで  
35 きるものとするのが相当である。また、遺言者が耳が聞こえない者であ  
る場合は、本文③の証人の口述を聞くことができないことからすると、通

訳人の通訳により申述して、口述に代えることができる旨の規律を置くことが相当であるとも考えられる。このほか、音声読み上げソフト等のデジタル技術を活用することにより、遺言者が入力する文字情報を音声に変換することにより口述に代えることができる旨の規律を置くことも考えられる。

以上については、証人が口がきけない者である場合や耳が聞こえない者である場合についても、同様の規律を設けることが相当である。

そこで、本文の（注5）において、その旨を明記するとともに、その具体的な規律は引き続き検討する旨を記載している。（注4）

なお、通訳人が関与した場合には、前記のとおり、公正証書遺言について、証人は通訳人を兼ねることができるものとされていることとの関係を踏まえ、通訳人が証人を兼ねることができるか否かを検討する必要がある。

#### カ 本文の（注6）

証人が遺言者と物理的に同じ場所で立ち会うことを要するものとするか、ウェブ会議の方法により、遠隔地からの立会いも許容するかが問題となる。ウェブ会議の利用を許容し、証人の現実の立会いを要しないとすれば、遺言者の負担が軽減され、遺言の作成が容易になると考えられる一方で、ウェブ会議の方法による立会いでは、上記イの証人の役割を十分には果たせない場合も生じ得るとも考えられる。そこで、本中間試案では、ウェブ会議の方法により前記イの役割を果たすことができるかという観点から引き続き検討することとしており、その旨を本文の（注6）に記載している。

#### キ 規律の明確性

以上のほか、部会においては、証人には上記イの役割が期待されており、事後的に方式要件の不備が争われた際に証人が作成経緯に係る事実関係について供述等する必要がある一方で、必ずしも公証人をはじめとする法律専門家が遺言の作成に関与しないことから、証人の知識不足等により、方式の不備が生じ、その結果遺言が無効となるリスクが高まるのではないかとの指摘があった。

このような観点から【甲1案】の規律をみると、証人には、ア. その面前で、遺言者が、本文①の電磁的記録が自己の遺言に係るものであること、並びにその全文、日付及び自己の氏名を口述したことを確認すること、イ. 本文①の電磁的記録の内容が全文の口述の内容と符合することを承認すること、ウ. 自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項を口述することの3つが求められることとなる。

新たな方式の遺言を創設した場合には、これら証人の役割を含め、国民にとって分かりやすく、実践が容易な規律とすることが必要であると考えられる。

5 (注1) 公正証書遺言において、一般に、証人は、遺言者の真意を確保し、遺言を  
めぐる後日の紛争を防止するため、①遺言者に人違いのないことを確認する  
こと、②遺言者が正常な精神状態の下で自らの真意に基づき遺言の趣旨を公  
証人に口授するものであることを確認すること、③公証人による遺言者の口  
10 述の筆記が正確なことを確認して承認することを担保する役割を担うとされ  
ている。

(注2) 公証人法における証人の規律

公正証書に係る一連の手續に関する規律については、令和5年成立の民事  
関係手續等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整  
備に関する法律（以下、本注において「改正法」という。）により、デジタル  
15 化を図るための措置が講じられ、公証人法におけるデジタル化の措置に係る  
規律が公正証書遺言に関しても適用されるよう、民法の公正証書遺言関係の  
規定についても、所要の見直しがされている。改正法のうち公正証書関連の  
規定は、公布の日（令和5年6月14日）から2年6月以内の政令で定める  
日から施行されるものとされ、令和7年7月18日公布の政令により、施行  
20 期日が同年10月1日と定められた。以下、改正法による改正前の民法、公  
証人法をそれぞれ「民法」、「公証人法」、改正後の民法、公証人法をそれぞれ  
「新民法」、「新公証人法」という。

①公正証書の作成に際し、一般的に証人の立会いを要する旨の定めはなく、  
②囑託人が視覚障害その他の障害により視覚により表現を認識することが困  
25 難である場合又は囑託人が文字を理解することが困難である場合に、証人の  
立会いを要するものとし、③証人の欠格事由として、ア. 未成年者、イ. 公  
証人法第14条各号に掲げる者（拘禁刑以上の刑に処せられた者、破産手續  
開始決定を受け復権していない者等）、ウ. 囑託事項について利害関係を有す  
る者、エ. 囑託事項について代理人である者又は代理人であった者、オ. 囑  
30 託人又はその代理人の配偶者、四親等内の親族、法定代理人、保佐人、補助  
人、被用者又は同居人、カ. 公証人の配偶者、四親等内の親族、被用者、同  
居人又は書記を列挙しているが（なお、証人は通訳人を兼ねることができる  
ものとされている。）、これらの規律は改正法による改正の前後で大きく異な  
るものではない（公証人法第30条1項、第34条第2項、第3項、新公証  
35 人法第30条、第35条第2項、第3項）。

改正法による改正前、公正証書遺言における証人の規律は民法第974条

によるものとされていたところ、改正法による改正後においても、新民法第969条第3項括弧書が、証人の欠格事由については新公証人法第35条第3項を適用しないことを定めており、新民法第974条が適用されることに変更はない。

5 (注3) アメリカの統一電子遺言法第8条(c)では、自己証明遺言の場合において、  
証人の宣誓供述書は、実質的に、「私たち、(氏名) 及び(氏名) は、証人で  
あり、宣誓の上、遺言者が本証書に遺言者の電子遺言として署名したこと、  
自ら進んで遺言者が署名したか又は他の者に遺言者のために署名するよう指  
10 示したこと、及び、私たち各自は、遺言者の物理的〔又は電子的〕立会いの  
もとで遺言者の署名行為の証人として本証書に署名し、かつ、私たちが最も  
よく知る限りにおいて遺言者は〔18〕歳以上であり、心神が健常で、強制や  
不当威圧を受けていないことを、下名の役人に対して宣言します。」との形式  
でされなければならない旨規定されている。

15 (注4) 平成11年の民法等の一部を改正する法律の立案担当者によれば、第96  
9条の2の「口がきけない者」について、主として言語機能に障害を有する  
者を指すが、言語機能の障害のために発話ができない場合だけでなく、聴覚  
障害や老齢等のために発話が不明瞭で、発話の相手方にとって聴取が困難な  
場合も含まれるものと解するのが相当であるとされており、この趣旨は、【甲  
20 1案】その他の各案の方式による遺言をする遺言者及び証人についても妥当  
するものと考えられる。

#### (4) 本文③

証人は、遺言者が、本文①の電磁的記録が自己の遺言に係るものであること  
25 及び遺言の全文等を口述したことを聞いたときは、その口述の内容が本  
文①の電磁的記録の内容と符合していることを確認し、遺言者に対してそ  
の旨を承認することとし、自己の氏名その他証人を特定するに足りる事項  
を口述しなければならない。

これによって、本文②の規律が適正になされたことを確認し、事後的に遺  
言が無効となることを防止することとしている。

30 なお、本文①の電磁的記録には、証人の氏名その他証人を特定するに足り  
る事項が記録されるほかは、証人が現に関与し、遺言者の口述の内容と電磁  
的記録に記録された内容とが符合することを承認したことを記録すること  
としていないが、これは、証人が現に関与し、承認したことは、本文④の録  
音・録画によって記録された電磁的記録によって明らかになるためである  
35 と考えられる。

(5) 本文④並びに本文の（注7）及び（注8）

ア 規律の趣旨

証人の証言のみでは、遺言者の死亡後に、遺言が、遺言者本人が関与することなく偽造されたり、他人の不当な影響の下で作成されたりしたものでないことの担保として不十分であると考えられる。そこで、【甲1案】は、口述及びその状況を録音・録画により記録することによって、真意性・真正性の担保を図ることとしている。

イ 本文の（注7）

遺言者の死後に、相続人等が本文①の電磁的記録と本文④の電磁的記録とを発見したときなどに、後者の電磁的記録に録音・録画により記録された内容が前者の電磁的記録に記録された遺言を口述したものであることを確認することができるようにするため、両記録を共通のフォルダに格納するなど、両記録が関連するものであることを明らかにする必要がある。そこで、本文の（注7）において、本文④の電磁的記録が、本文①の遺言に係る電磁的記録に関するものであることを明らかにするため、これらを一体のものとするなどを含め、どのような措置をとることが必要かについて、引き続き検討する旨記載している。

また、本文①及び④の各電磁的記録は遺言者が保管することが想定され、事後的に改変されるおそれがあることが否定できないとも考えられることからすると、本文の（注2）のほか何らかの改変防止措置をとる必要があるとも考えられる一方で、本文①の電磁的記録に加えて、本文④の電磁的記録に電子署名を行う意味がどの程度あるのか、また、本文④の電磁的記録が作成された後、直ちに電子証明書の失効情報の有無を確認することが容易ではないことを踏まえどのような措置をとる必要があるのかについて、引き続き検討する必要があることから、本文の（注7）において、本文④の電磁的記録について事後的な改変を防止するためにどのような措置をとることが必要か引き続き検討する旨記載している。

ウ 本文の（注8）

【甲1案】は、公的機関における保管を前提としていないことから、遺言書の検認の規定（第1004条）は、この方式によってされた遺言にも適用し、遺言者の死亡後に家庭裁判所における検認の手続をとることを要するものとしている。

現行法上、自筆証書遺言の検認は、検認時における遺言書の状態を確認し、事後的に遺言書が偽造又は変造されることを予防し、その保存を確実にすることを目的とするものであって、家庭裁判所は、その目的のために、遺言の方式の履践の有無の判定に関係する一切の事実を調査して、遺言

書の状態を確定し、その現状を明確にするものであって、その手続においては、利害関係人に検認の期日を通知することとされ、裁判官は出頭した当事者に審尋を行うことができ、家庭裁判所は、検認期日の結果を記録した検認調書を作成するものとされている。このことからすると、いかなる  
5 範囲で見分や審問を行い、検認調書を作成するかは、あくまでも事案の内容や立会人の状況等に応じた裁判官の裁量に基づくものであるが、【甲1案】の方式による遺言については、家庭裁判所において、本文①から④までに規定する方式に関する事項を見分し、その旨の検認調書を作成することになると考えられる。

この点に関連して、部会では、遺言執行に際して、金融機関等の相続債務者が録音・録画により記録された電磁的記録を確認する必要があるとすると、実務上大きな負担となる旨の指摘があった。【甲1案】の方式による遺言に基づいて払戻し等の請求を受けた金融機関等が、遺言が本文①から④までの各方式要件を充足するものであることを確認しなければ、  
10 払戻し等の権限のない者に対して弁済したことについて過失（第478条）があると判断される余地が否定できないことからすると、金融機関等において、【甲1案】による遺言の方式を充足していることを、一定程度容易かつ定型的に確認することができるものとし、紛争が生じるリスクを低減することが必要であると考えられる。

そこで、現行法上の自筆証書遺言の検認及び執行場面についてみると、家庭裁判所は、遺言の形式的要件の充足の有無その他の遺言の実体法上の効力を判断するものではなく、検認を受けたからといって、遺言の有効性が確認されるわけではないと解されているものの、執行の場面においては、多くの金融機関で検認済みの自筆証書遺言に係る遺言書の原本又は検認調書の添付を要するとする取扱いがされている。そうすると、【甲  
20 1案】の方式による遺言についても、金融機関において、相続人等から検認調書の提出を受けることとし、その記載から、当該遺言が方式要件を充たしていることについて疑義のないことを確認することができれば、それ以上、録音・録画により記録された電磁的記録を視聴したり、調査したりしなくても、必要な注意を尽くしたと評価することができるとも考えられる。（注）

この点に関し、部会においては、【甲1案】に係る遺言と自筆証書遺言等とは方式が異なることから、現行の検認手続の枠組みの中で、検認の結果を踏まえて遺言執行を受ける金融機関、法務局等において方式要件の充足性を判断することができるか否か等について、引き続き検討する  
30 必要があるとの指摘があったことから、その旨を本文の（注8）に記載し

ている。

(注) 登記実務上、①検認を経ていない自筆証書遺言が添付された所有権移転の登記の申請がされた場合には、当該登記の申請を却下するのが相当である、②検認手続がされた自筆証書遺言を添付して登記の申請がされた場合には、検認調書における相続人等の中で陳述内容が一致していないときは、当該遺言書が真正に作成されたものか否かについて疑義が生じることとなり、登記官は、当該遺言書が真正に作成されたものか否かを判断することができないため、当該遺言書による登記申請は、原則として却下すべきであるが、異議を述べた陳述者による、遺言内容に従った登記の申請に異議がない旨の印鑑証明書付きの証明書の添付があった場合には、当該登記の申請を受理して差し支えないとされている（平成7年12月4日付け民三第2275号民事局第三課長通知、平成10年11月26日付け民三第2275号民事局第三課長通知参照）。

このような取扱いは、家庭裁判所における検認手続が、相続人等へ通知されることにより、不真正な遺言の執行を防止するための端緒を与える手続が講じられていることから、検認を経ていない自筆証書遺言が添付されている場合と比較して、その真正担保機能が格段に高いことを前提としていと考えられ、【甲1案】の方式の遺言についても、このような観点から、検認調書に基づき執行の可否を判断することができる整理することも考えられる。

### 3 【甲2案】

#### (1) 概要

ア 【甲2案】は、遺言の全文等を電磁的記録により作成することを前提に、証人の立会いを要しないものとする代わりに、民間事業者の提供するサービスを利用して、証人の立会いに相当する真意性・真正性の担保等を図るための措置をとることを要件とするものである。すなわち、自筆証書遺言の特徴の一つとして、他の者の関与を要することなく、単独でいつでも作成することができるという点があるところ、民間事業者の提供する本人確認等のサービスが提供されることを前提として、このようなサービスを利用して、真意性・真正性の担保を図りつつ、自筆証書遺言のこのような特徴を実現することを目指すものである。

この点に関し、部会において、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を検討するに当たっては、①電磁的記録が書面による遺言と比べて紛失のおそれや発見されないおそれが高いことや、②作成された電磁的記録に作成者の個性（筆跡等）が表れないため、他人による偽造や変造が容易には明らかにならないことに加え、③判断能力が低下した遺言者に、親

族等が不当に働き掛けて遺言を作成させるおそれがあること等を踏まえた検討が必要であるとの指摘がされた。このようなリスクを考慮するに当たっては、現行の自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言とのバランスを踏まえ、デジタル技術を用いることによって、それぞれのリスクがどの程度増加するかを具体的に検討する必要がある、例えば、前記①及び②のリスクは、電磁的記録の性質上、自筆証書遺言と比べて増大する一方で、前記③のリスクは、公正証書遺言と比べると高いとはいえるものの、遺言の作成状況を記録することで自筆証書遺言よりは低減するということもできると考えられる。

イ 以上のような観点から、【甲 2 案】では、公的機関における保管を前提としない方式として、①遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録した上で、電子署名を行うことを中心としつつ、真意性・真正性の担保等を図るための方式として、②遺言者が、遺言の全文、日付及び自己の氏名を口述すること、③②の口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること、④遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置をとることを要するものとする案を提示している。

なお、後記のとおり、【甲 2 案】の遺言に当たって民間事業者が関与する範囲は、本文②の口述を記録する際に必要とされる技術的措置の提供（本文④）や本文①の電磁的記録についてされた電子署名の電子証明書が失効していないことの確認（本文の（注 2））にとどまるものであるが、部会においては、民間事業者が行うこととなる業務の内容によっては、弁護士法等との関係についても整理する必要があるとの指摘があり、【甲 2 案】を検討する際には留意する必要があると考えられる。また、デジタル技術を用いた遺言の方式を新設するに当たって、民間事業者の関与を前提とする【甲 2 案】と公的機関の関与を前提とする【乙案】又は【丙案】を併設することの必要性や妥当性についても検討する必要があるとも考えられる。

## (2) 本文①並びに本文の（注 1）及び（注 2）

### ア 規律の趣旨

遺言の全文等を電磁的記録により作成することを前提に、遺言者が、電磁的記録に遺言の全文、日付及び自己の氏名を記録することを要するものとしている。

このうち、「日付」については、【甲 1 案】と同様、遺言の成立の時を明

確にするため、遺言が成立した日付として遺言者が記録することを想定している（本文第1の3(1)参照）。

また、【甲2案】では、遺言者の死後に残された電磁的記録が、遺言者の意思に基づき作成されたものであることや、遺言者の意思表示（遺言）としてされたものであることを、本文①の遺言に係る電磁的記録自体から明らかにするとともに、事後の改変等を防止するため、遺言者が遺言に係る電磁的記録に電子署名を行うことを要件としている。

この点に関し、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という。）は、第2条第1項において、電子署名について、「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置」であって、①「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」、及び、②「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」のいずれにも該当するものをいうと定義し、第3条において、本人による電子署名（ただし、これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われた電磁的記録は、真正に成立したものと推定するとの、私文書の成立の真正に関する推定規定である民訴法第228条第4項に相当する規定を置いている。我が国における電子署名の位置付けについて、文書作成者の署名及び押印に完全に代替するものであるかは議論の余地があるものの、電子署名法のこれらの規定に照らせば、これらの要件を充たす電子署名は、当該電子署名がされた電磁的記録が、遺言者によって作成されたものであることを担保し、遺言者の意思表示（遺言）として完成したものであることを明らかにする機能を有しているといえるようにも思われる。

そこで、本文①では、かかる意味での電子署名を行うことを要するものとするのが提案されている。（注1）

また、部会においては、本文の①に関し、電子署名を行うことを要求するとしても、どのような電子署名を行うべきかについても検討すべきであるとの指摘がされた。「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を参考にすると、少なくとも、身元確認保証レベルと本人認証保証レベルのいずれもレベル3と評価される場合の手法例として挙げられている、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を行うことが考えられる一方で、これまでの部会の議論状況に照らし、電子署名法上の主務大臣の認定を受けた特定認証業務としての認証により本人性が確認された電子署名やその他の電子署名によることを許容することも考えられ、この点については、引き続き議論するこ

ととされた。そのため、法文上の規律については、上記電子署名法第2条第1項において用いられている文言（「当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」、及び「改変が行われていないかどうかを確認することができるもの」）を踏まえた文言とすることについて引き続き検討することを前提に、本中間試案の本文では、単に電子署名を行う旨記載されている。（注2）

5  
イ 本文の（注1）

【甲1案】と同様、遺言者の意思によって作成されたものであれば、遺言者以外の者が入力したものであっても方式要件を欠くことにはならないものとするを想定しており、その旨を本文の（注1）に記載している。

10  
ウ 本文の（注2）

電子署名に係る電子証明書には有効期間が存在するところ、遺言については、遺言者が遺言をした後、死亡するまでの間に一定期間が経過することも想定され、遺言者の死後に電子証明書の有効性を検証することが困難な場合も想定される。そこで、民間事業者を関与させる場合には、民間事業者において、電子証明書の有効性検証を行うことも考えられることから、本文の（注2）にその旨を記載している。

15  
20 （注1）電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）

（定義）

25 第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

30 2、3 （略）

第三条 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

(注2) 平成31年2月各府省情報化統括責任者連絡会議決定「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」では、オンラインによる本人確認（個人の場合）に必要な保証レベルの判定に当たっては、想定される脅威についてのリスク評価を行い、認証強度として求められるレベル（保証レベル）を判定することとされている。そして、保証レベルは、①身元確認保証レベルと、②本人認証保証レベルとをそれぞれ判定してすることとされ、①については、レベル1「身元識別情報が確認される必要がなく、身元確認の信用度がほとんどない。身元識別情報は、自己表明若しくは自己表明相当である。」もの、レベル2「身元識別情報が遠隔又は対面で確認され、身元確認の信用度が相当程度ある。」もの、レベル3「身元識別情報が特定された担当者の対面」で確認され、身元確認の信用度が非常に高い。」ものに分類され、②については、レベル1「認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、単要素若しくは複数要素を使うことにより、本人認証の信用度がある程度ある。」もの、レベル2「認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、複数情報を使うことにより、本人認証の信用度が相当程度ある。」もの、レベル3「認証要求者が身元識別情報と紐付けられており、認証情報の3要素のうち、耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素を使うことにより、本人認証の信用度が非常に高い。」ものに分類される。そして、①及び②のいずれもがレベル3と評価される場合の手法例として、申請データに対するマイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）による電子署名を行う手法等が挙げられている。

### (3) 本文②及び本文の（注3）

#### ア 規律の趣旨

遺言者は、本文①の電磁的記録を作成した後、そこに記録された遺言の全文、日付及び自己の氏名を口述しなければならないものとしている。

この点に関し、【甲2案】では、本文①の電磁的記録に遺言者が電子署名を行うものとした上で、遺言者が遺言の全文等を口述することにより、本文③の録音等と併せて、遺言の真意性・真正性の担保等、すなわち、当該遺言が遺言者本人によってされたことを担保するとともに、遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与えることとしている。なお、

【甲2案】では、【甲1案】において遺言者の口述に証人が立ち会うことが要件とされているのと異なり、口述の内容が遺言に係る電磁的記録に記載された遺言の全文等と符合していることを承認する証人が存在しない。そのため、仮に「遺言の趣旨」の口述で足りることとした場合には、

事後的に「遺言の趣旨」の口述がされたか否かが争いとなり、遺言が方式要件を欠き無効となるおそれが高いことを踏まえ、遺言の全文の口述を要するものとしている。

イ 本文の（注3）

5 できる限り幅広い国民が新たな方式による遺言をする機会を保障する観点から、【甲1案】と同様、遺言者が口がきけない者であった場合には、通訳人の通訳により口述に代えるものとする旨の規律を設けることが相当であると考えられることから、その旨を本文の（注3）に記載している。なお、その具体的な規律は、本文②の口述をどのような措置（本文④）の下で行うのかを踏まえ検討する必要があることから、遺言者が口がきけない者である場合に通訳人の通訳により口述に代えるものとするとの規律を設けることについて、引き続き検討することとしている。

(4) 本文③及び本文の（注4）

15 ア 規律の趣旨

本文③では、遺言者が遺言の全文を口述したことを事後的に確認することができるようにするため、遺言の全文の口述を録音等により電磁的記録に記録することとしている。部会では、自筆証書遺言において遺言者が全文の自書をするものの機能として、遺言者の親族等が遺言者の自筆による遺言を見て、遺言者自身による遺言であると信頼することができる機能があるのではないかとの指摘があったが、遺言者の自書に代えて、遺言者の音声の記録が残っていることによって、同様の機能を持つとも考えられる。

25 また、部会では、録音等の電磁的記録に記録された口述の内容と遺言に係る電磁的記録に記録された遺言の全文とが一致しない場合に、仮に遺言が無効となるとすると、証人や公的機関の職員によってその旨の指摘がされ得る【甲1案】、【乙案】及び【丙案】と異なり、遺言が事後的に無効と判断されるケースが増加するとの指摘もあった。この点については、遺言者の最終意思を尊重する観点から柔軟な解釈がされる余地がある一方で、制度上、何らかの担保を設けることが必要か否かについて引き続き検討する必要があると考えられる。

30 なお、本文③は方式要件の一部をなすが、あくまでも遺言は本文①により作成された電磁的記録であることを前提としているものの、本文①と本文③の電磁的記録とが併せて遺言であるとの理解等もあり得るところであり、引き続き検討する必要がある。

イ 録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することの要

否

遺言者が遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与える観点から、遺言者が遺言の全文を口述することとした場合には、その事実を記録するためには口述の音声を録音することで足りると考えられるものの、事後的に録音された音声が遺言者によってされたものであることを確認することができるようにし、また、改変をより困難なものとするためにも、遺言者の顔貌等が明らかになる録画も併せて記録し、保管することが望ましいとも考えられる。

他方で、現在の技術水準の下では、録音データと比して音声及び映像からなる録画データはデータ容量が膨大になるため、少なくとも民間事業者において録画データを保管することが困難となるとの指摘がある。また、録音された音声が遺言者によってされたものであることを事後的に確認するためには、後記(5)のとおり、本文②の口述の録音を行うに当たって、本文④の措置をとることによって担保する方法も考えられることからすると、必ずしも録音に加えて録画も行うことにより両者を記録する必要はないとも考えられる。

そこで、本文③では、録画により記録することの可否については引き続き検討することとしており、「口述【及びその状況】を録音【及び録画を同時に行う方法】により電磁的記録に記録すること」と、ブラケットを付してその旨を明らかにしている。

ウ 本文の（注4）

遺言に係る電磁的記録（本文①）と録音【及び録画】に係る電磁的記録（本文③）とを一体のものとすることを含め、どのような措置をとることが必要かについて、【甲1案】と同様の問題があることから、その点を本文の（注4）に記載している。

(5) 本文④並びに本文の（注5）から（注8）まで

ア 規律の趣旨

【甲2案】では、本文①から③までのとおり、遺言に係る電磁的記録には電子署名が行われ、遺言者が遺言の全文等を口述した上で、口述を録音等により電磁的記録に記録することにより、遺言に係る電磁的記録が、遺言者によって作成されたものであること（真正性）及び遺言者が遺言の内容を了知し（真意性）、内容について熟慮する機会を与えられたことを担保することとしている。

これに加え、これまでの部会の議論では、親族等が遺言者のマイナンバーカードを利用することにより電子署名を冒用することが容易であり、

その疑いも生じやすいことや、親族等が自己に有利な遺言の作成を遺言者に働き掛けるおそれがあることが指摘されたほか、現在の技術水準に照らしても、遺言者本人の口述の録音や口述状況の録音・録画に係る電磁的記録自体が偽造されたり、又は遺言者本人が口述はしていたとしても、その一部が改変されたりするリスクは低いとはいえず、デジタル技術の進展により将来は偽造・変造がより一層容易になり得るのではないかとの趣旨の指摘があった。このことからすると、【甲1案】における証人の立会いに相当する要件として、自筆証書と同程度の真意性・真正性の担保等を図るという観点から、デジタル技術を用いて他人による不当な影響を一定程度排除するとともに、録音又は録音・録画が偽造又は変造されたものではないことを担保するための措置を講ずる必要があると考えられる。

そこで、本文④では、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにするとともに、遺言者以外の者が本文②の口述をすることができないようにする措置をとることを要件とすることで、事後的に遺言者本人が遺言の全文を口述したことを確認することができるようにすることを要件としている。

なお、「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置」を要するものとするものに対しては、そもそも全文等を記録した電磁的記録の作成自体への他人の関与は排除されていない以上、口述について他人の立会いを排除することにどの程度の意味があるのかとの指摘があり得るほか、部会においても、周囲に立ち会うこと以外の方法、例えば離れた場所からイヤホンやモニター等を通じて遺言者に指示を与えることなどにより遺言者に影響を及ぼすことを制限することができないのではないかとの指摘や、かえって、正当な目的の下、遺言者を補助するなど適切な人の立会いまで禁止することになるため、適切な文言とはいえないとの指摘もされた。しかし、他人による不当な影響を一定程度排除することは真意性の担保のために必要とも考えられ、民間事業者の提供することができる措置として実現可能なものに限ることが考えられる。また、この要件に関しては、部会においても、一般に遺言者がその家族の意向を踏まえて遺言をすることはあり、遺言者以外の者の関与を一切排除する必要はないのではないかとの指摘や、遺言者以外の者が立ち会わないことを求めるとしても、そのような措置が技術的に困難であることからすると、要件として記載する必要があるのかについても検討すべきであるとの指摘、自筆証書遺言においても自筆をする時点で親族等が周囲にいるか否かは明らかにならないことから

すると、遺言者以外の者が関与しない状況という要件をどこまで重視すべきかについて検討する必要があるとの指摘もあった。

このほか、部会においては、「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする」措置との要件について、ここで確保しようとしている実質が、遺言者に対する不当な影響を防止するためであることも踏まえて、要件の規定の在り方を更に検討すべきではないかとの指摘もあった。

イ 本文の（注5）

本文④の技術的措置については、その性質上、主務省令で定めることが相当であるとも考えられる。

具体的な措置については、【甲2案】の方式による遺言において、親族等の他人による偽造や遺言者に対する不当な働き掛けをどの程度防止するか、また、方式要件のみによって防止することを目指すかにより定まるものと考えられる。

遺言者以外の者が立ち会わない状況の下においてされたことを明らかにする措置としては、例えば、口述を開始する時点で遺言者の周囲の状況を、撮影した画像を記録することとしたり、民間事業者がウェブカメラ越しで確認したりすることが考えられることから、本文の（注5）ではその旨を記載している。

また、遺言者以外の者が口述をすることができないようにする措置としては、自筆証書遺言においても、他人が遺言者になりすまして遺言書を作成することを完全に防止することはできないこと、残された電磁的記録から遺言者以外の者の口述であることを疑わせる事実が明らかにされた場合には当該遺言が方式要件を欠き無効となることを踏まえ、録音等の際に、マイナンバーカードの公的個人認証等によって遺言者本人の確認を実施することのみで足りるものとするとも考えられる。他方で、例えば、ディープフェイク技術を悪用した、現実の映像や音声、画像の一部を加工して偽の情報を組み込み、あたかも本物のようにみせかけて相手をだますことが行われ得るおそれがあり、こうした悪用がされたものではないかどうかを事後的に確認することができるかどうかも課題となるが、こうした悪用の防止までも目指すのであれば、遺言者以外の者が本文②の口述ができないようにする措置として、口述の録音等の際に、生体認証や振る舞い認証等を組み合わせることで遺言者本人であることを確認する措置をとること等が必要となると考えられ、本文の（注5）ではその旨を例示している。（注1）

ウ 本文の（注6）

【甲2案】は、公的機関における保管を前提としないことから、作成した遺言に係る電磁的記録等について、作成後に改変されたり、破棄されたりすることを防止する必要があるとも考えられる。

5 もっとも、前記(2)のとおり、電子署名には改変の有無を明らかにする機能もあることからすると、これによって他人による事後的な変造のおそれは一定程度防止することができると考えられる。また、作成後の改変のおそれは、作成時の遺言の真正や真意の確保と直接関わるものではなく、  
10 現行の自筆証書遺言においても一定の変造のリスクがあることも踏まえると、行政機関や民間の取引におけるセキュリティ水準と同程度のものを念頭に、合理的な水準を確保することで足りるとも考えられ、更なる改変の防止措置を要求することは必ずしも必要でないとも考えられる。

また、【甲2案】は、他人の関与しない方法により作成することができるから、遺言者が電磁的記録により作成した遺言を、親族等が発見し、改変するおそれをどの程度想定すべきかも問題になる。この点に関しては、  
15 現行法上、被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿することは、相続人の欠格事由に当たり、そのような行為をした者は、相続人になることができないといった制裁があるが（第891条第5号）、電磁的記録に係る遺言が改変された場合には当該記録のメタデータ等によって改変されたことが客観的に明らかになることも十分考えられることも踏  
20 まえると、自筆証書遺言に比べて、改変のおそれが高いということとはできないとも考えられる。

そこで、本文の（注6）において、本文①及び③に規定する各電磁的記録について更なる改変防止措置をとることの要否については、引き続き検討することを記載している。なお、更なる改変防止措置をとる場合の具  
25 体的な措置の在り方としては、デジタル技術の活用や民間事業者の活用などのほか、【甲2案】によって完成した遺言を、データ量の負担等がないかたちで公的機関における保管につなげることも考えられ、この場合には、【乙案】に近い方式になるとも考えられる。（注2）

30 エ 本文の（注7）

本文④の要件については、デジタル技術の進展に機動的に対応するため、その具体的内容を主務省令に委任することが考えられる。また、一般国民が、自ら本文④の措置等をとることは困難であると考えられること  
35 からすると、デジタル技術を用いたサービスを提供する民間事業者が参入することを念頭にした規律を置くことが適切であると考えられる。

主務省令に委任する場合の具体的な規律の在り方については、複数の

考え方が成り立ち得るものの、本中間試案では、法律において、前記サービスが充たすべき水準を定性的に規律するものとして、「遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会わない状況の下において、遺言者以外の者が②に定める口述をすることができないようにする措置として主務省令で定める基準に適合するもの」をとることを要するものとした上で、事後的に遺言が無効となるリスクを減らし、また、主に遺言執行の場面で、問題となった遺言についてとられた措置が主務省令の定める基準に該当するかどうかを一義的に判断することができるようにする観点から、前記基準に適合する民間事業者のサービス(事業)について主務大臣による認定を行うものとした上で、主務省令において、本文④に相当する具体的な基準を定めるとの考え方を提示している。

これにより、遺言執行の場面では、遺言に係る電磁的記録が認定を受けたサービスを利用してされたものであることを当該民間事業者に証明させ、これを確認することで、当該遺言が方式要件を充たしたものであると定型的に判断することができることになると考えられる。

このような法形式によった場合には、民間事業者のサービスを認定等するための規律を設ける必要があるが、そのような規律としては、①認定基準に関する規律、②主務大臣による認定手続に関する規律、③民間事業者の情報の適正な使用等に関する規律を設けることが考えられる。また、民間事業者において前記の証明を行うためには、証明に必要な記録を当該民間事業者において一定の期間保存しておくことが必要となることから、④民間事業者の長期間にわたる業務の継続性及び適正性を担保するための規律や、⑤民間事業者の事業の継続が困難となった場合における前記記録の取扱いについての規律を設けることも考えられる。(注3)

部会では、具体的な規律の制定や主務大臣による認定に当たっては、民間事業者によるシステムの整備・運用、情報の管理及び証明への対応が適正かつ継続的に行われなければ国民生活に重大な支障が生ずることや、デジタル技術の最新の動向(技術の陳腐化を含む。)、悪徳事業者による消費者被害等に関する高度な専門的知見を踏まえて対応する必要があることから、その体制の在り方についても検討する必要がある、そのために主務省庁において、相当程度の監督体制を整備する必要がある、そのための社会経済的負担も考慮する必要があるとの指摘があった。

このほか、遺言の執行に際して、一般的に電子署名の検証等や、遺言に係る電磁的記録を閲読することができるようにするため、ファイル形式、署名方式等についても、基準として定める必要があると考えられる。(注4)

## オ 民間事業者の役割

5 以上のとおり、【甲2案】において提案されている民間事業者の役割は、本文①の電磁的記録についてされた電子署名の電子証明書が失効していないことの確認（本文の（注2））及び本文②の口述を記録する際に必要とされる技術的措置の提供（本文④）とされている。

10 部会においては、本文①の電磁的記録についてされた電子署名の電子証明書が失効していたときに、民間事業者がサービスの提供を拒絶したり、本文④で提供された技術的措置によって、遺言者の周囲に遺言者以外の者が立ち会っていることが判明し、又は、遺言者以外の者が②の口述をしていることが判明したときに、サービスの提供を中断することができるようになることが考えられる旨の指摘があったが、遺言者と民間事業者の法律関係をどのようなものとするかという点も踏まえ、引き続き検討する必要があると考えられる。

15 また、【甲2案】においては、作成された遺言に係る電磁的記録及び録音等の電磁的記録について、特段の規律を設けることは提案されておらず、遺言者において保管することが想定されている。もっとも、民間事業者が、その事業に付随して、これらの電磁的記録を保管することも否定されるものではないと考えられる。なお、部会においては、保管についても、民間事業者に対する法的な規制を課す必要があるとの観点から、民間事業者による保管についても具体的な規律を設けることが考えられるとの指摘があったほか、【甲2案】の方式でされた遺言の検索の便宜のため、【乙案】、【丙案】における公的機関において、データ量の負担等がない形で保管することが考えられるとの指摘もあった。これらの点についても、引き続き検討する必要があると考えられる。

## 25 カ 本文の（注8）

【甲2案】の方式による遺言については、【甲1案】と同様、公的機関における保管を前提としていないことから、遺言書の検認の規定（第1004条）は、この方式によってされた遺言にも適用し、遺言者の死亡後に家庭裁判所における検認の手続をとる必要があるものとしているが、その際  
30 の家庭裁判所における検認の結果を踏まえた遺言執行の段階において検討を要する事項は、基本的に、【甲1案】についての前記2(5)ウと同様である。

35 （注1）前記(2)ウ（注2）の「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」では、①及び②のいずれもがレベル3と評価される場合の手法例として、マイナンバーカード（公的個人認証：署名用電子証明書）

による身元確認でアカウントを作成し、アカウント作成後はマイナンバーカード（公的個人認証：利用者証明用電子証明書）の耐タンパ性ハードウェアトークンによる本人認証を実施する手法も挙げられている。

（注2） 改変防止措置を要するものとした場合には、暗号方式の危殆化等も踏まえて、電子証明書の有効期間を目安として、有効期間経過前に改めて電子署名を行うものとするを要するものとすることや、時刻認定事業者によるタイムスタンプを付与したり、アーカイブタイムスタンプを付与して電子署名の効力を延長することが考えられる一方で、そのような措置がとられなかった遺言を無効とすることが相当といえるかが問題となる。また、再度、電子署名を行う場合には、その時点で遺言者が遺言能力を喪失するなどしていたときに、遺言者の意思によらずに改変防止措置のみをとらせることができるかも問題になり得る。このほか、民間事業者において、遺言に係る電磁的記録や録音等の記録そのものを保管することや、これらの電磁的記録のハッシュ値のみを保管することが考えられる。

（注3） 自筆証書遺言書保管制度においては、遺言書原本を遺言者死亡後50年間、画像情報を遺言者死亡後150年間保管しており、公正証書遺言についても同程度の期間保管する運用がとられているが、これらと同程度の期間保存を要するものとするかどうかについても検討を要する。

（注4） 遺言執行に際し、遺言に係る電磁的記録に有効な電子署名が行われたか、また、遺言の全文等の口述を録音等により電磁的記録する際に、どのような措置が取られたかを確認する際に、その調査を容易にするため、例えば、民間事業者に対し、遺言者が遺言を作成する際に利用したシステム、当該システムの内容、当該システムを用いた事業が主務大臣の認定を受けたものであること、対象となる遺言に係る電磁的記録及び録音等の記録が当該システムを使用して作成されたものであること等について証明する電子的な証明書を交付することを義務付けることが考えられる。

## 4 【乙案】

### (1) 概要

【乙案】は、遺言の全文等を電磁的記録により作成し、公的機関で当該電磁的記録を保管して遺言する方式である。具体的には、①遺言者が、遺言の全文等を記録した電磁的記録を作成し、電子署名を行った上で、②公的機関に対し、電子情報処理組織を使用する方法（オンラインの方法）により、当該電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供して保管の申請をすること、③申請を受けた公的機関は、申請人（遺言者）が本人であることの確認をし、また、④遺言者が、公的機関の前で遺言の全文を口述した後、⑤公的機関が、保管の申請手続が上記の手続に従って行われた旨を記録し、当該電磁的記

録を保管する案を提示している。

この案は、保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら保管申請を行った上で、遺言の全文を口述することにより、真意性・真正性の担保等が図られるとの考え方に基づく案である。

5           【乙案】は、公的機関において保管するという点において、現行の自筆証書遺言書保管制度と共通点を有する。しかし、現行制度では、全文の自書等の方式要件によって真意性・真正性の担保等が図られ、自筆証書遺言が成立していることを前提として、遺言者のうち希望するものが法務局にその保管を申請し、これによって変造、破棄、隠匿、紛失のリスクや発見されない  
10           リスクが軽減される。これに対し、【乙案】では、遺言の全文等についてはパソコン等を用いて入力することが認められる一方で、公的機関における本人確認及び遺言者による全文の口述を含む保管申請の手続により真意性・真正性の担保等が図られ、公的機関において保管されることによって遺言が成立し、変造、破棄、隠匿、紛失のリスクや発見されないリスクも併せ  
15           て軽減されるとの考え方によるものである。

(2) 本文①及び本文の（注1）

本文①では、遺言者が、遺言の全文及び氏名を記録することとしているところ、【甲1案】及び【甲2案】と同様に、遺言者の意思によって作成されたものであれば、遺言者以外の者が入力したものであっても方式要件を欠くことにはならないものとするを想定しており、その旨を本文の（注1）に記載している。

その上で、遺言者の意思に基づき作成されたものであることを示し、真正性等を担保するため、遺言に係る電磁的記録に電子署名を行うこととしている（なお、【乙案】においては、改変防止は公的機関による保管によって図られる。）。  
25

(3) 本文②及び③並びに本文の（注2）

申請手続について、遺言者が、公的機関に対し、オンラインの方法により、電子署名が行われた遺言に係る電磁的記録、申請情報及び添付情報を提供することとしている。申請情報とは遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記録した情報とすることを、添付情報とはそれらを証明する情報とすることを、それぞれ想定している。  
30

そして、当該申請を受けた公的機関が、申請人（遺言者）が本人であるかどうかの確認をするため、当該申請人を特定するために必要な氏名その他の主務省令で定める事項に係る情報の提供又はこれらの事項についての説  
35

明を求めることにより、本人確認をすることとしている。具体的には、遺言者が当該電子署名に係る電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書等）を提供することなどにより、申請人が本人であることを明らかにすることを想定しているが、技術的・細目的事項であり、将来のデジタル技術の進展にも対応し得るようにするため、申請情報及び添付情報の詳細を含め、主務省令で定めることを想定している（注）。

この点、マイナンバーカードのパスワードは、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではないと考えられるものの、実態として同居の親族等が遺言者の上記パスワードを管理していることもあると想定されることから、他人が遺言者本人に代わって申請するリスクがあることにも留意する必要があるとの指摘があった。その上で、デジタル技術を活用してオンラインで本人確認等をした上で保管するものとする考え方については、遺言を作成しようとする者にとっての利便性の向上、遺言者が負担することとなる費用、将来のデジタル技術の進展に対応し得る規定の在り方等の観点を考慮しつつ検討を進めることを要すると考えられる。特に、公的機関による情報処理システムの開発及び運用保守に要する費用は、受益者負担の観点から、遺言者が保管申請の手数料として負担することとなることも考えられることから、過大な手数料の負担が生じることとならないよう、デジタル技術の動向も踏まえつつ、社会の実態に即した制度設計となるよう留意する必要があると考えられる。

（注）犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）では、金融機関等が顧客等の本人特定事項（確認の対象が自然人である場合は氏名、住居及び生年月日）を確認する義務を負っているところ、この確認の具体的な方法として、金融機関等が、顧客等から、マイナンバーカード等公的機関が発行する顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法のほか、顧客等から、金融機関等が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容貌）の送信及び顔写真付き本人確認書類に組み込まれたICチップ情報の送信を受ける方法や、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の送信を受ける方法等が定められている（犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項第1号、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第6条第1項、第7条参照）。

また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並び

に行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号。令和7年4月1日施行）においては、マイナンバーカードの券面情報（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号及び顔写真）をスマートフォンに搭載し、その情報を相手方に送信することができる「カード代替電磁的記録」の制度が新たに設けられ、対面又はオンラインによる本人確認方法とされている。

本人確認の方法については、上記のような他の制度やデジタル技術の動向等も考慮しつつ検討する必要がある。

(4) 本文④並びに本文の（注3）から（注5）まで

ア 本文④

本文④では、遺言者は、公的機関に出頭し、財産目録を除く遺言の全文を口述することを要するとしている。遺言者の出頭（ウェブ会議の利用は否定されない。）を求めることにより、遺言者の意思に反した保管の申請がされることを防止した上で、遺言者が遺言の全文を口述する場合、遺言の内容を了知し、内容について熟慮する機会を与えられているといえ、遺言者の真意に基づく遺言であることが確保されると考えられる。これは、【乙案】では、遺言者本人による全文等の入力が必要としないため、例えば、親族等が、遺言者の真意に基づかない内容の遺言を作成した上で、認知機能の不十分な遺言者にその内容や法的効果等を十分には理解させないまま、保管申請の手続をすることを促すなど、全文等の自書が方式要件とされている自筆証書遺言と比較して、悪用のリスクが高いことが懸念されるとの指摘を踏まえたものである。公的機関においては、遺言者が全文を口述しているかを外形的に確認することとする一方で、遺言者とのやり取りを経ても遺言者による遺言の全文の口述を確認することができない場合は保管申請を却下するものとするのが考えられる。なお、【乙案】においては、本文③及び後記本文3(2)のとおり、公的機関が遺言者の本人確認を厳格に実施した上で保管を開始した日を記録するため、【甲案】とは異なり、氏名及び日付の口述を要件とはしていない。

【乙案】に対しては、保管申請手続で口頭等のやり取りを要する点が遺言者の負担になるとの指摘がある。これに対しては、部会では、自筆証書遺言における全文自書要件が不要になることとのバランスからは、許容できる負担であるとの意見や、保管手続で一定の方式要件の不備が解消される可能性があるなど法的安定性が図られることに加え、保管制度を利用することで検認手続を要しないとするのであれば検認手続に伴う相続人等の負担がなくなるため、遺言の手続全体で見ると負担と考えるべ

きではないとの意見もあったところである。

イ 本文④のただし書及び本文の（注3）

公的機関への出頭を必須の要件とすると、遺言者にとって負担が過大となると考えられることから、遺言者の利便性を考慮し、出頭による場合に加え、一定の場合にウェブ会議の方法による口述を認めることとしている。もっとも、対面とは異なり、本人確認等を適切に実施することが困難な場合もあり得るため、ウェブ会議の方法によることの可否については、公的機関が、遺言者からのウェブ会議の方法によることの申出を受けて相当性の有無を判断することとしている。

この点、公正証書遺言については、令和7年10月に施行予定の新公証人法に基づき、ウェブ会議を利用して作成することができることとなるが、ウェブ会議の方法によることの必要性和許容性を当該事案における個々の事情を総合的に勘案して判断する必要があるとされており、公証人が嘱託人（遺言者）本人の真意やその前提としての遺言能力の有無を慎重に確認する必要性が高いことから、ウェブ会議によることが相当かどうかは慎重に判断されるべきであると考えられている。（注）

これに対し、【乙案】において、遺言者の遺言能力等は公的機関の審査の範囲に含まれず、公的機関は、本人確認のほか、真意性の担保等を図るための口述の有無を外形的に確認するにすぎないことを前提とすると、対面での審査をしなければ保管の適否について判断することができない場面が多いとはいえないとも考えられ、公正証書遺言の場合よりも広くウェブ会議の方法を認めることも考えられる。もっとも、前記のとおり、同居の親族等が遺言者本人に代わって申請するリスクもないとはいえないことに留意する必要があることから、ウェブ会議の方法による場合には、他人によるなりすましを防止するため、上記(3)の方法に加え、例えば、公的機関において、ウェブ会議の画面越しに顔写真付き本人確認書類を提示することを求めた上でその顔写真とウェブ会議の画面に映っている遺言者の顔とを照合したり、遺言者の了承を得てウェブ会議の画像キャプチャを保存したりすることなども考えられる。

さらに、他人からの不当な働き掛けを排除し、遺言者が自由な意思の下で真意を述べることができる環境を確保するために、口述の際に周囲に他人がいない環境を設ける必要性の有無について検討する必要があると考えられる。この点、自筆証書遺言において、遺言者が全文等を自書する際、周囲に他人がいる可能性は排除されないことからすれば、【乙案】においても遺言者が遺言の全文を口述する際に周囲に他人がいない環境を求める必要性はないとも考えられるが、その点を含め、本文の（注3）の

とおり、ウェブ会議の具体的な在り方については引き続き検討する必要があると考えられる。

(注) 公正証書遺言では、公証人において、嘱託人（遺言者）からの申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、ウェブ会議の方法によって作成手続を行うことができる（新公証人法第37条第2項、第40条第3項）。

ウェブ会議の方法によることが相当であるかどうかは、必要性和許容性を総合的に勘案して判断することが必要であるところ、公正証書に関する実務に携わる実務者との協議結果である「公正証書のデジタル化に関する実務者との協議会～議論のとりまとめ～」(令和5年3月)においては、公正証書遺言について、概要、以下のような事情を踏まえて具体的な実務運用の在り方について検討を進めることが相当であると指摘されている。

- ・ 必要性について、嘱託人がウェブ会議の方法を希望していれば基本的に利用の必要性があることは一定程度肯定することができ、加えて、嘱託人の心身の状況や就業状況等により公証役場に出向くのが難しいケースや、公証役場へのアクセスが困難な地域に嘱託人がいるケース等では、より高度の必要性を認めることができる。
- ・ 許容性について、公正証書遺言では、遺言者の年齢・心身の状況や遺言の内容、嘱託に至るまでの状況等に応じて、求められる真意・判断能力確認の慎重さの程度は異なるものの、代理人による嘱託が認められていないことから、慎重な判断が必要であると考えられる。例えば、遺言能力に問題のある蓋然性の高い者（高齢者、遺言能力に影響を及ぼす可能性のある病気・症状の診断を受けている者）の遺言、複数人いる推定相続人のうち一部の者のみに合理的な理由なく財産全てを相続させる内容の遺言等は特に慎重な判断が必要であるから、利害関係者の関与を防ぐ方策を厳格に講ずるとともに、より高度の必要性が認められる場合に限ってウェブ会議の方法によることを相当と認めるべきである。一方、事後的に紛争となる蓋然性が低い類型の遺言（例えば、中年層が遺言者となるケース、高齢者であっても医師の診断書により判断能力が十分にあることを客観的に確認することができるケース等）には特別に慎重に行うことまでは求められない。なお、利害関係者の関与を防ぐ方策については、嘱託人が自由な意思の下で真意を述べることができる環境を確保するため、利害関係者等が立ち会うことのないように配慮する必要があるところ、具体的には、ウェブ会議の開始時や途中の任意の時点において、一度嘱託人がカメラを動かして嘱託人の周囲の全方位を撮影し、周囲に誰もいないことを公証人に確認させること、嘱託人が病院や老人ホーム等の施設に入居しているケースでは、その部屋に当該施設の関係者以外の者が立ち入ることができない状況であるこ

とを当該施設の関係者に確認しておくこと、公的機関等の中立的な第三者の協力を得て、利害関係者が立ち入ることができないような場所を確保し、その場所でウェブ会議の方法により公正証書の作成を行うことなどが考えられる。

5 ウ 本文の（注4）

本文の（注4）では、遺言者が、遺言の全文を口述する代わりに、主務省令で定めるところにより、遺言に係る電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとする考え方を記載している。

上記のとおり、本文④は、遺言者が全文を口述することにより、遺言者の真意に基づく遺言であることを担保しようとするものであるが、全文を口述することは遺言者にとって負担が大きく、手続が円滑に進まない場合が生じ得るとも考えられる。他方で、公的機関の職員とのやり取りにより、遺言者が遺言の全文を了知し、内容について熟慮する機会を与えられているということができれば、遺言者の真意に基づく遺言であることは確保されるとも考えられる。

そこで、本文の（注4）は、遺言者が、公的機関の前で、公的機関に提供した電磁的記録が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものであるが、その様式等については、遺言者が遺言の全文を了知していることなどを明らかにすることができるものとなるよう、主務省令で定めるところによるものとしている。もっとも、この考え方に対しては、当該方法によっては遺言者が遺言の全文を了知していることなどを担保することは困難であるとの指摘もあり、なお検討を要すると考えられる。

エ 本文の（注5）

遺言者に言語機能障害がある場合など、遺言の全文を口述することができないときは、遺言の機会を保障するため、通訳人の通訳により申述し、又は自書して（ワープロソフト等を利用して機器の映像面に文字を表示する方法も含む。）、口述に代えることができるものとするとの規律を設けることを想定しているが、その具体的規律は引き続き検討することが相当と考えられることから、本文の（注5）にその旨を記載している。

30

(5) 本文⑤

本文⑤では、公的機関が、保管の申請手続が本文②から④までの手続に従って行われた旨を記録し、遺言に係る電磁的記録を保管することとしている。本人確認等の申請手続を経た後の遺言に係る電磁的記録を保管することにより、遺言の存在が確保され、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応するとともに、他人による改変や破棄を防止するものである。

35

## 5 【丙案】

### (1) 概要

【丙案】は、電磁的記録をプリントアウトするなどして遺言の全文等が記載された書面を作成し、公的機関で当該書面を保管して遺言する方式である。具体的には、①遺言者が、全文が記載された遺言書に署名した上で、②公的機関に対し、当該遺言書、申請書及び添付書類を提出して保管の申請をすること、③申請を受けた公的機関は、申請人（遺言者）が本人であることの確認をし、また、④遺言者が、公的機関の前で遺言の全文を口述した後、⑤公的機関が、保管の申請手続が上記の手続に従って行われた旨を記録し、当該書面（遺言書）を保管する案を提示している。

この案は、【乙案】と同様、保管申請時の本人確認に加え、遺言者が自ら保管申請を行った上で、遺言の全文を口述することにより、真意性・真正性の担保等が図られるとの考え方に基づく案である。

【丙案】は、公的機関において保管するという点において、現行の自筆証書遺言書保管制度と共通点を有する。しかし、現行制度では、全文の自書等の方式要件によって真意性・真正性の担保等が図られ、自筆証書遺言が成立していることを前提として、遺言者のうち希望する者が法務局にその保管を申請し、これによって変造、破棄、隠匿、紛失のリスクや発見されないリスクが軽減される。これに対し、【丙案】では、遺言の全文についてはパソコン等を用いて入力してプリントアウトすることが認められる一方で、公的機関における本人確認及び遺言者による全文の口述を含む保管申請の手続により真意性・真正性の担保等が図られ、公的機関において保管されることにより遺言が成立し、変造、破棄、隠匿、紛失のリスクや発見されないリスクも併せて軽減されるとの考え方によるものである。

### (2) 本文①及び本文の（注1）

本文①では、真正性等を担保するため、遺言者が、全文が記載された遺言書に署名することとしているところ、このうち全文については、【甲案】及び【乙案】と同様、必ずしも遺言者自身がこれを記載する必要はなく、遺言者の指示を受けた者が、ワープロソフトを利用して入力してプリントアウトすることや、手書きで記載することも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注1）に記載している。また、保管の申請を受け付ける公的機関において、保管申請時までに追記された本文を含めて遺言者の作成したものであるかを確認することができるため、遺言者の指示を受けた者によるものを含め、プリントアウトした書面に手書きで本文を追記

5 することが認められることを前提としている（後記本文4(1)の補足説明1(2)ウ参照）。これに対し、デジタル技術を活用して簡便に遺言を作成することができるようにすべきであるとの観点からは、遺言者又は遺言者の指示を受けた者が手書きで記載する場合は含めるべきではないとの指摘もあった。

10 なお、【丙案】では、他の要件により真意性・真正性の担保や下書きと完成品との区別が果たされていると考えられることから、遺言書への押印を不要としている。そうすると、仮に、自筆証書遺言について押印を要しないものとする場合（後記本文第2の2の【甲案】参照）、【丙案】において遺言者が全文、日付及び氏名を自書するときは、2つの方式の遺言のいずれに該当するのかが問題となり得るところ、それぞれの方式要件を具備しているときは、それぞれその完成時（方式要件を具備した時点）にその効力を有することとなると考えられる。また、その場合、遺言者としては、自筆証書遺言書保管制度と【丙案】で創設される保管制度を選択的に利用することができるものと考えられる。

(3) 本文②及び③並びに本文の（注2）及び（注3）

20 申請手続について、遺言者が、公的機関に対し、出頭又は郵送して、遺言書、申請書及び添付書類を提出することとしている。申請書には遺言者の氏名、出生の年月日、住所、本籍等を記載することを、添付書類とはそれらを証明する書類とすることを、それぞれ想定している。

25 そして、当該申請を受けた公的機関が、申請人（遺言者）が本人であるかどうかの本人確認をすることは【乙案】と同様である。出頭の場合には、遺言書保管法等を参照し、マイナンバーカードの提示をすることなどにより、当該申請人が本人であることを明らかにすることを想定しているところ、技術的・細目的事項にわたるものであることなどから、主務省令で定める方法によることとしている。

(4) 本文④及び本文の（注4）から（注6）まで

30 【丙案】では、【乙案】と同様、遺言者は、公的機関に出頭し、財産目録を除く遺言の全文を口述することを要するとしているほか、一定の場合に、遺言書を郵送した上でウェブ会議の方法による口述を認めることとしている。

35 この点、ウェブ会議の方法によることの相当性の具体的内容については、【乙案】と同様の点が問題となり得ると考えられるほか、遺言書を郵送により申請する場合には、同居の親族等が遺言者に代わって遺言書を郵送する

5 など、遺言者が遺言の内容を正確に把握していないおそれが生じるため、真正性等を担保する在り方を検討する必要がある。そこで、郵送の場合には、遺言者が、申請情報を記載した書面に記名押印し、当該書面とともに遺言書及び印鑑登録証明書を郵送することも考えられるが、ウェブ会議の方法の在り方によっては郵送の手続の際に求められる本人確認の在り方が異なることになるとも考えられるため、ウェブ会議の方法の具体的な手続とともに引き続き検討する必要があると考えられる。

10 なお、通訳人の通訳等により、口述に代えることができることや、遺言の全文の口述に代えて遺言書が自己の遺言に係るものである旨の宣誓を行うものとするのが考えられることは、【乙案】の場合と同様である。

#### (5) 本文⑤

15 本文では、公的機関が、保管の申請手続が本文②から④までの手続に従って行われた旨を記録し、遺言書を保管することとしている。本人確認等の申請手続を経た後の遺言書を保管することにより、遺言の存在が確保され、他人による改変、紛失等のリスクや、発見されないリスク等に対応するものである。

## 2 保管制度の在り方

20 本文1において【乙案】又は【丙案】を採用した場合の保管制度について、次の考え方に基づく規律を設けるものとする。

25 (1) 相続人、受遺者、遺言執行者等（以下「相続人等」という。）は、相続開始後、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができる（注1）（注2）。

(2) 公的機関は、(1)②の閲覧をさせ又は③の書面若しくは電磁的記録を提供したときは、他の相続人等に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

30 (3) 公的機関は、遺言者の死亡の事実を確認したときは、あらかじめ遺言者が指定した者に対し、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨を通知する。

(4) 保管されている遺言に係る電磁的記録又は遺言書については、遺言書の検認（民法第1004条第1項）の規定は適用しない。

35 （注1）保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備の必要性、国民の利便性、プライバシー保護の重要性等を考慮して検討する必要

があり、具体的には、全国で統一的な対応をすることが可能であり、かつ、現在自筆証書遺言書保管制度に係る事務を担っている機関である法務局とすることが考えられる。

5           なお、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、(1)①の規律を設ける場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言と新たな方式の遺言について、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、一元的な検索を行うことができるものと考えられる。また、相続人等としては、当該検索とともに公証役場に保存されている公正証書遺言等の検索を行うこととなると考えられる。

10           (注2) 自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する電磁的記録及び当該遺言の内容を証明する電磁的記録には、公的機関が電子署名を行うものとする考えられる。

(補足説明)

## 15   1   現行の制度

16           令和2年7月に運用が開始された自筆証書遺言書保管制度では、法務局において遺言書の保管及びその画像情報等の記録を行うこととしている。そして、相続人等が遺言書保管事実証明書の交付を請求することにより、特定の遺言者について、自己が相続人等に該当する遺言書が保管されているか否かを把握することができるほか、相続人等が遺言書の閲覧等をした場合には他の相続人等に対して、遺言書保管官が遺言者の死亡の事実を把握した場合には遺言者が指定した者に対して、それぞれ遺言書が保管されていることの通知がされることとなり、遺言内容の実現に資する仕組みが整備されている。その上で、相続人等は、遺言書情報証明書の交付を請求することにより遺言の具体的な内容を知るとともに、これを資料として遺言内容を実現する(預貯金の払戻し、不動産の所有権移転登記手続等)こととなる。加えて、遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所における検認の手続を要しないこととされ、手続的な負担が軽減されている。

20           また、公正証書遺言においては、相続人等の利害関係人が、全国の公証役場において、保存された公正証書遺言を検索することができるシステムがある。

## 2   規律の内容

### (1) 概要

25           ア 遺言は実現されることが重要であり、相続人等に対する通知及び検索の仕組みが必要であると考えられ、部会においても、新たな遺言の方式において保管制度を設けてそれらの仕組みを整えることが望ましいとの意

見があったことから、現行の遺言書保管法に関する規律を参照し、保管制度を設けることとした場合の規律を提案している。

イ 保管制度に関する本文2は、新たな遺言の方式に関する本文1と一体的に考えることを前提としており、本文1の【乙案】及び【丙案】については、保管の主体を公的機関として保管制度を設けることとしている。これに対し【甲案】は、公的機関における手続を要することなく作成することができる方式として提示されているものであり、保管制度の対象としていない。

なお、本文1のとおり、遺言者による保管の申請手続について、電磁的記録によって遺言をする場合（【乙案】）には、遺言に係る電磁的記録をオンラインにより提供した上で口述は出頭又はウェブ会議の方法により行うことを、プリントアウト等した書面によって遺言をする場合（【丙案】）には、遺言書を持参又は郵送により提出した上で口述は出頭又はウェブ会議の方法により行うことを、それぞれ想定している。

(2) 本文2(1)並びに本文の（注1）及び（注2）

ア 保管を行う公的機関としては、保管事務を実施するための体制の整備（オンライン申請や遺言に係る電磁的記録の保存・管理等のための情報処理システムの整備、保管申請時の審査・証明等の事務を実施する人的体制の整備、【丙案】により作成された書面による遺言書を保管する施設の整備等を含む。）の必要性、国民の利便性（転居時等における手続の利便性、相続人が自筆証書遺言書保管制度と併せて検索等を行う際の利便性等）及びプライバシー保護の重要性を考慮して検討することが考えられる。

具体的には、既に令和2年から自筆証書遺言書保管制度の運用を開始し、保管体制の基盤が一定程度備わっている法務局とすることが相当であるとの意見が部会であったことから、本文の（注1）にその旨を記載している。法務局で保管する場合には、現行の制度と同様、遺言書の情報の管理を行う遺言書保管ファイルについて、複数の拠点で保管して、災害があった場合にもデータが消失しないようにすることなどによって、データの保全をより確実にできるものとするのが考えられる。（注1）

イ 本文2(1)は、遺言者以外の者は、遺言者の推定相続人等であっても、遺言者の生存中は、当該遺言の存在の有無やその内容等を確認することができないこととした上で、相続人、受遺者、遺言執行者等は、遺言者の死亡後であれば、公的機関に対し、①自己が相続人等に当たる遺言に係る電磁的記録又は遺言書が保管されているか否かを証明する書面又は電磁的

記録の提供、②当該遺言の内容の閲覧、③当該遺言の内容を証明する書面又は電磁的記録の提供を請求することができることとするものである。

(注2)

本文の(注2)は、各種の相続手続において、電磁的記録を提供して申請等を行おうとする場合には、電子署名のない電磁的記録は受け入れられない場合が多いと想定されることも踏まえ、証明に係る電磁的記録に公的機関が電子署名を行うものとすることが考えられる旨記載している。

(注3)

ウ 法務局で保管されている自筆証書遺言書や公証役場に保存されている公正証書遺言等に加え、新たな方式の遺言も含めた遺言書等の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを構築することが望ましいとの指摘がある。

この点については、本文の(注1)のとおり、既存の自筆証書遺言書保管制度に係るシステムも含め情報処理システムの整備を要するという前提はあるものの、新たな方式の遺言の保管が法務局で行われ、本文2(1)①のとおり、自己が相続人等に当たる遺言が保管されているか否かの証明書等を請求することができるとした場合には、法務局において保管されている自筆証書遺言書と新たな方式の遺言の有無の検索は一元的に行うことができると考えられる。

他方で、公正証書遺言も含めて一元的に確認できるようにすることについては、個人情報保護上の問題の有無の観点からの検討が求められるほか、それぞれの請求手続や遺言書保管官と公証人の審査権限等の相違を踏まえた制度面や運用面の検討が必要となる。すなわち、法務局で保管されている自筆証書遺言書については、遺言書保管事実証明書(請求人が遺言者の相続人等に該当する遺言書が遺言書保管所に保管されているか否かを明らかにするもの)の交付を請求しようとする者は、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、手数料を納めて遺言書保管官に提出する(遺言書保管法第10条第1項、同条第2項において準用する第9条第4項、第12条第1項第3号、法務局における遺言書の保管等に関する省令第43条、第44条等)とされており、請求を受けた遺言書保管官は、遺言書保管所に備え付けられた遺言書保管ファイルに記録されている遺言者、受遺者、遺言執行者等の情報(保管申請やその後の変更の届出に際して遺言者から申告された情報を記録したもの)に基づき、請求者が相続人等に該当する遺言書があるか否かを外形的に審査し、その結果について、証明書を作成して交付している。これに対し、公証役場に保存されている公正証書遺言の検索については、法令上の根拠を有

5 するものではなく、あらかじめ、個人情報の管理について遺言者からの了承を得た上で、当該遺言者に係る情報を日本公証人連合会で管理している遺言情報管理システムにより一元的に管理しているものであり、請求があった場合には、公証人において、請求者が利害関係人に該当するか否かを事案に応じて判断した上で、請求に係る遺言者による遺言の有無を当該システムを用いて検索し、無料で回答しているものである。したがって、仮に検索を一元的に行う仕組みを設ける場合には、請求権者の定めや請求に当たって疎明すべき事項、手数料の有無、回答方法等を統一する必要があると考えられる。また、それらの遺言を一元的に検索できるようにするために、それぞれそのためのシステム整備をする必要があり、高額の改修費用が見込まれる。さらに、現時点までに遺言書保管所や公証役場において相当数の遺言が保管されており、それらを含めた一元化を図らない限り、一元化の効果は見込まれないと考えられるが、それに要する更なる費用負担や手続負担、それらの遺言に係る情報の管理方法を変更することによる個人情報保護上の問題等についても考慮する必要がある。

10 以上によれば、公正証書遺言も含めて遺言書等の有無の検索を一元的に行うことができる仕組みを設けることには慎重な検討を要し、まずは遺言書保管事実証明書の交付手続のオンライン化など、それぞれの検索の手続負担の軽減によって対応することが考えられる。

15 20 なお、この点については、公的機関で保管することを前提としない【甲案】についても、民間事業者で保管する場合を想定し、遺言を実現する観点から、相続人等が検索することができる仕組みを設けることが望ましいとの指摘もあった。

25 (注1) 法制審議会民法（相続関係）部会の調査審議におけるパブリック・コメントでは、保管業務を行う公的機関について、全国に相当数存在し、利便性がある一方で、市区町村役場ほど国民が頻繁に訪問する機関でもないため遺言者のプライバシー保護も確保できるなどとして、法務局が相当であるとの意見が最も多く、これに次いで、公正証書遺言の保管実績のある公証役場を挙げる意見が多かった。30 このほか、利便性が最も高いことを理由に市区町村役場が望ましいとする意見も寄せられたが、これに対しては、プライバシー確保や秘密保持の観点から問題があるとの反対意見もあった。そして、調査審議の結果、上記の点を踏まえ、国の機関である法務局が行うことが適切とされた。

35 (注2) 自筆証書遺言書保管制度においては、法律上の利害関係を有する類型の者である①遺言者の相続人、②遺言書に記載された受遺者等の遺言により利益を得る者及び③遺言書に記載された遺言執行者等の遺言により義務を負い又は権利

を保全すべき地位を得る者が、遺言の閲覧の請求や遺言の内容を証明する書面の交付の請求をすることができることとされており（遺言書保管法第9条）、これと同様の者に請求権限を与えることが考えられる。

5 (注3) 公正証書遺言の場合においても、公証人が電磁的記録により証明する際は、公証人が電子署名を付するものとされている（新公証人法第45条）。

(3) 本文2(2)

10 本文2(2)は、相続人等の請求により、遺言の内容の閲覧又は遺言に係る情報を証明した書面若しくは電磁的記録の提供がされた場合には、公的機関が、当該閲覧又は提供を受けた者以外の相続人等に対して、遺言に係る電磁的記録又は遺言書の保管の事実を通知することとするものである。

15 なお、これらの者が保管の事実を既に知っている場合など、公的機関が通知をしないことに合理性があると認められる一定の場合には、通知をすることを要しないものとする考えられる。

(4) 本文2(3)

20 本文2(3)は、遺言者が遺言の保管の申請をする際に、指定する者に対して、遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管している旨をその死亡時に通知することの申出をしていた場合において、公的機関が遺言者の死亡の事実を確認したときは、指定された者に当該通知をすることとするものである。

25 なお、本文2(3)では、通知の内容が遺言者の死亡の事実という戸籍情報にわたるものであることから、特定の者に当然に通知されるものとはせず、通知の有無及び通知の範囲を遺言者の意思に基づき行われるようにするため、遺言者の指定する者に通知するものとしている。この点について、部会では、遺言の執行を実現する観点から、遺言執行者に当然に通知すべきであるとの指摘もあった。

(5) 本文2(4)

30 保管制度に基づき遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管することに加え、本文2(2)及び2(3)の通知により、改変防止のための手当てがされる上に、相続人等が遺言の存在を知る機会が与えられることとなる。遺言書の検認の趣旨は、検認時における遺言書の状態を見分し、その証拠を保全するとともに、利害関係人に遺言書の存在を確知させることにあるところ、公的機関において遺言に係る電磁的記録又は遺言書を保管することや上記の通知等  
35 の仕組みを設けることにより、その趣旨は満たされると考えられるため、公

正証書遺言や自筆証書遺言書保管制度の場合と同様に、本文2(4)では、家庭裁判所における検認を不要とするものである。

### 3 日付

日付について、次の考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討する。

(1) 保管制度の対象としない場合（本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合）

遺言者が作成日（遺言が成立した日）を記録する。

(2) 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

公的機関が保管を開始した日を記録する。

（補足説明）

#### 1 現行の方式

自筆証書遺言等においては日付の記載が求められているところ、その趣旨は、①日付が遺言者の遺言能力の有無を確認する基準として重要な役割を持つこと、②互いに抵触する内容を含む遺言が複数存在する場合には、最後のものが有効な遺言と認められるため（第1023条）、いずれの遺言が有効かを決定する上で日付が重要となること、③普通の方式によるべきか、特別の方式によることができるかの状況を明らかにするために、日付が有用であることにあると解されている。

自筆証書遺言においては遺言者が、公正証書遺言及び秘密証書遺言においては公証人が、それぞれ日付を記載又は記録するものとされている。このうち自筆証書遺言について、判例は、日付の記載は遺言の成立の時期を明確にするために必要とされるのであるから、真実遺言が成立した日の日付を記載しなければならない（最判昭和52年4月19日集民120号531頁）とした上で、記載された日付よりも約1か月弱後に押印がされたからといって、直ちに遺言が無効となるものではないとする（最判令和3年1月18日集民265号11頁）など、遺言者の真意の実現という観点から、一定程度柔軟な解釈が示されている。（注）

（注）公正証書遺言については公証人法に基づき公証人が公正証書の作成年月日を記載等し（公証人法第36条第10号。改正後は新公証人法第38条第5号）、また、秘密証書遺言については公証人が証書が提出された日付を封紙に記載することとされている（第970条第1項第4号）。

これに対し、特別の方式の遺言については、遺言をした日付を記載することが方式要件とされておらず、仮に記載された日付の正確性に争いがあったとしても、これに立ち会った証人等によって真実の日が立証されれば足りると解されている（最判昭和47年3月17日民集26巻2号249頁参照）。

5

## 2 規律の内容

### (1) 概要

10 普通の方式の遺言において日付の記載等が要求される趣旨は、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式においても異なることなく、日付の記載等が必要であり、既存の他の方式による遺言の成立日との間で比較可能である必要があると考えられる。

15 そこで、公的機関が遺言の成立に関与しない方式とする場合には、遺言者自身が、方式要件が具備されるに至った日の日付を記録等することが考えられる一方、公的機関が遺言の成立に関与する方式とする場合には、当該公的機関が、方式要件が具備されるに至った日付を記録して管理するものとし、これにより日付の正確性を客観的に担保することが考えられる。

20 なお、部会では、同一日に複数の遺言が作成される可能性があり、その場合の遺言の先後関係の判断を可能とする観点から、日付に加えて時刻も記録すべきとの考え方もあったものの、そのような場面が多く生じるとまでは考えにくく、また、現行の他の普通の方式と異なり、新たな方式についてのみ時刻の記録を要件とする必要性は高くないとも考えられるため、その点の規律の提案はしていない。

### (2) 本文3(1)

25 本文3(1)は、保管制度の対象としない方式（本文1の【甲1案】及び【甲2案】）について、方式要件として遺言者が作成日を記録することを求める考え方である。

30 【甲1案】及び【甲2案】では、日付は遺言者の遺言能力の有無等を判断する際の基準となるものであり、その記録が有用であると考えられることに加え、特別の方式の場合と異なり、普通の方式ではいつでもどこでも作成できるものであるから、その作成時点を明確にするために日付を記録する必要性が高いことを踏まえ、日付の記録を方式要件としている。

35 なお、通常、パソコン等によって作成した電磁的記録には、パソコン等自体の機能によって日付が記録されるものの、その日付の設定が誤っていた場合には誤った日付が記録されたり、他人が遺言の完成後に当該日付を改変したりするおそれがあり、タイムスタンプ等によって記録された日付が

正確であることを担保することは遺言者にとって過度な負担となり得るから、直ちにこれに依拠することはできないとも考えられる。そこで、本文では、現行の自筆証書遺言と同様、遺言者が作成日として記録した日を方式要件としての日付としている。(注1)

5       新たな遺言の方式においても、作成日とは、遺言が成立した日の日付を指すと考えられることから、遺言者は、方式要件が全て具備されるに至った日を記録すべきものと考えられる。具体的には、【甲1案】では、遺言者及び証人が口述し、それらの状況を録音・録画により記録した日であり、遺言者として当該日を遺言に係る電磁的記録に記録して口述する必要があると考えられる。日付の正確性や他人による改変の防止については、証人の立会い及び録音・録画による記録によって一定程度担保されていると考えられる。もっとも、その場合であっても、遺言者が記録した日と真実遺言が成立した日が異なる場合が生じ得るが、自筆証書遺言における日付についての判例の考え方を踏まえ、方式要件としての日付が記録されているといえるかを判断することとなると考えられる。【甲1案】では、遺言者が作成日として記録した日付について、電磁的記録が保存された日(本文①の電磁的記録が保存された日や、本文④の録音・録画に係る電磁的記録が保存された日)や証人の供述する遺言成立日との整合性等を踏まえ、真実遺言が成立した日が記録されているかを明らかにした上で、相違する場合には、方式要件としての日付を欠き、当該遺言を無効とすべきものかどうかを事案ごとに判断することとなると考えられる。(注2)

15       なお、部会では、【甲2案】について、遺言者が日付を記録するとの考え方をとらず、他の要件と併せ、タイムスタンプ等の技術的措置を講じることによって(正確な)日付を記録するものとするとも考えられるとの意見もあった。

### (3) 本文3(2)

30       本文3(2)は、保管制度に基づき保管される方式(本文1の【乙案】及び【丙案】)について、公的機関において保管を開始した日を記録することとし、当該日が遺言の成立した日となるとする考え方である。

35       公正証書遺言及び秘密証書遺言については、公証人が公正証書の作成年月日を記録等することとされていることを踏まえ、公的機関においてデジタル技術を活用した新たな方式の遺言を保管する場合には、公的機関が保管を開始した日付を公的機関の保有するファイルに記録し、保存することとしている。これにより、日付の正確性が担保されることが考えられることから、【乙案】及び【丙案】では、日付は方式要件とは位置付けられないものと考え

えられる。

(注1) 遺言者においてタイムスタンプ(時刻認証局が発行する時刻証明情報であつて、電磁的記録がある日時が存在していたこと及びその日時以降に当該電磁的記録が改変されていないことを証明することができる機能を有するもの)を付与することを方式要件とするとも考えられるものの、一般に広く用いられているものとまではいえず、これを方式要件とすることは遺言者にとって過度な負担となり得る。

(注2) 自筆証書遺言における日付について、最判令和3年1月18日集民265号11頁では、全ての要件を満たした日を遺言成立日とし、遺言書には同日の日付を記載すべきであることを前提としつつ、遺言者が、入院中に自筆証書遺言の全文、同日の日付及び氏名を自書し、退院して9日後に押印した事案において、真実遺言が成立した日と相違する日の日付が記載されているからといって直ちに当該遺言が無効となるものではないと判断されている。また、最判昭和52年11月21日集民122号239頁では、自筆証書遺言に記載された日付が真実の作成日付と相違しても、その誤記であること及び真実の作成の日が遺言証書の記載その他から容易に判明する場合には、日付の誤記は遺言を無効ならしめるものではないとして、書き誤りの場合には直ちに方式違反により無効となるものではないと判断されている。

遺言者が電磁的記録に入力した日付をもって方式要件としての日付とする場合には、これらの判例の考え方が参考となるものと考えられる。

#### 4 加除その他の変更、撤回

##### (1) 加除その他の変更

遺言が成立した後、内容を変更する場合には、別途新たな遺言をすることを要するものとし、加除その他の変更に関する特段の規律を設けないものとする。

##### (2) 撤回

新たな方式による遺言に関し、民法第1022条(遺言の撤回)、第1023条(前の遺言と後の遺言との抵触等)及び第1024条後段(遺贈の目的物の故意の破棄による撤回擬制)を適用するものとし、同条前段(遺言書の故意の破棄による撤回擬制)については、次のいずれかの案によるものとする。

ア 保管制度の対象としない場合(本文1の【甲1案】及び【甲2案】の場合)

【A案】民法第1024条前段の適用を除外する規律を設け、破棄によ

る撤回を認めないものとする（注）。

（注）証人の立会いの下での破棄など一定の場合に遺言の破棄を認める規律を設けるものとする考え方もある。

5 **【B案】特段の規律を設けない（民法第1024条前段を適用する。）ものとする（注）。**

（注）遺言に係る電磁的記録を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることの可否について、引き続き検討する。

イ 保管制度に基づき保管される場合（本文1の【乙案】及び【丙案】の場合）

10 **【C案】保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には、遺言を撤回したものとみなすものとする。ただし、当該撤回をしたときでも、当該遺言に係る情報は消去しないものとする（注）。**

（注）当該遺言の情報については、本文2の証明、閲覧、通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとする考えられる。

15 **【D案】保管の申請の撤回を認めないものとする。**

（補足説明）

1 加除その他の変更

20 (1) 現行の方式

自筆証書遺言では、加除その他の変更があった場合には、そのことを遺言者の死後に確認することができるようにするため、また、他人による変造を防止するため、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければならないとされている（第968条第3項）。この規定は、遺言の作成過程における加除その他の変更についても適用されると解されており、遺言の完成前後を問わず、上記の方法によって変更しなければならない。

25 また、秘密証書遺言では、第970条第2項により自筆証書遺言について定める第968条第3項が準用されており、自筆証書遺言と同様の方法で加除その他の変更をしなければならないとされている。もっとも、秘密証書遺言の性質上、公証人等が封紙に署名押印して遺言が完成した後は、変更することができないものと考えられる。（注）

35 公正証書遺言では、改正前の公証人法第38条において変更（文字の訂正）に関する規定が設けられていたものの、改正後の新公証人法では、電磁的記録をもって公正証書を作成する場合にはその旨の規定は不要であることや、書面をもって作成する場合のこれらの変更の方法は、法律で規定する

必要はない技術的・細目的事項であることから、変更に関する規定は法定されていない。また、完成後の変更の手続について、特段の規定は設けられていない。

- 5 (注) 変更した旨の付記、署名及び押印について、遺言者によってされなければならないと考えるかどうかについては争いがあり、いずれも遺言者によってされることを要するとする見解、署名は遺言者によってされることを要するものの付記や押印は他人によることを認めるとする見解、いずれも遺言者によってされることを要しないとする見解等がある。

10

## (2) 本文 4(1)

### ア 概要

新たな遺言の方式において、遺言者が遺言の内容を変更したいと考える場合には、遺言者の最終意思が尊重されるよう、なるべく簡易な方法で  
15 変更できる方法であることが望ましいとも考えられる一方、他人による変造ではないことを明確に判断することができる必要があると考えられる。また、一旦完成した後であっても遺言を変更する方法を定める必要があるか否かについては、秘密証書遺言や公正証書遺言において完成後の変更がされていないことも踏まえて検討すべきと考えられる。

20

### イ 保管制度の対象としない場合

遺言の本文を電磁的記録により作成した上で、全文等を口述する状況の録音等を要する方式(本文1の【甲1案】及び【甲2案】)の場合、文字情報に係る電磁的記録の文言と録音等に係る電磁的記録の口述内容が  
25 一致することが方式要件として求められるため、例えば、文字情報のみ一部を変更したことによりそれらが相違することとなった場合には、変更後の文字情報に一致する録音等を改めて作成する必要があると考えられる。そうすると、完成前の加除その他の変更については、その有無にかかわらず、完成したものが所定の方式を満たすか否かを判断すれば足り、また、完成後の加除その他の変更については、新たに遺言をすることで、前  
30 にした遺言の全部又は一部を撤回し(第1022条)、又は前の遺言と抵触する遺言をすることにより、抵触した部分について撤回したものとみなされる(第1023条第1項)ものと扱えば足り、別途加除その他の変更に係る規定を設ける必要はないと考えられる。

30

### ウ 保管制度に基づき保管される場合

35 保管制度に基づき保管される方式の場合(本文1の【乙案】及び【丙案】)、現行の公正証書遺言や秘密証書遺言において遺言が完成した場合と同様

に、保管開始後は、遺言者本人であっても加除その他の変更をすることは想定されず、また、他人による変造も困難であると考えられる。

他方で、電磁的記録による遺言の場合（【乙案】）及び書面による遺言の場合（【丙案】）のいずれであっても、公的機関において保管を開始するまでは容易に変更することができる。なお、【丙案】において、遺言者がプリントアウトした書面の本文を手書きで変更する場合であっても、公的機関に提供して保管の申請をする前であれば、遺言者本人の意思に基づく変更であるかは明らかであることから、第968条第3項のような規律を設けず、自由に変更を認めても支障はないと考えられる。

その結果、遺言者が【乙案】又は【丙案】に係る遺言について、加除その他の変更をしたいと考えた場合には、保管開始前については、特段の方式の定めはなく変更が可能であり、保管開始後は、加除その他の変更をしたい内容について別途遺言を作成する（この場合には他の方式によってもよい（第1022条、第1023条第1項）。）ことが考えられ、その結果、加除その他の変更に関する特段の規律を設ける必要はないものと考えられる。

## 2 撤回

### (1) 現行の方式

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回することができ、後にした遺言が前の遺言と抵触するときなどの場合には、抵触する部分につき前の遺言を撤回したものとみなされ、また、遺言者が故意に遺言書を破棄等したときは、その破棄等した部分については遺言を撤回したものとみなされる（第1022条から第1024条まで）。これらの規定は、生前の遺言の撤回が自由であることを前提として、その方式を定めるとともに、遺言者が前の遺言を撤回する意思を明示していない場合でも、その意思を推測させるような行為があれば、前の遺言を撤回したものとして取り扱うのが遺言者の最終意思の尊重の趣旨からして適当であると考えられるところ、撤回とみなされる場合を法定することにより、撤回について疑念が生じることを避けることに意義を有する。

上記の規定は、全ての遺言の方式に適用されるため、自筆証書遺言及び秘密証書遺言について、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなされる（第1024条前段）。

他方で、公正証書遺言については、原本が公証人役場に保存されているため、遺言者が手元にある正本を破棄しても撤回の効力は生じないと考えられており、遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分につ

5 いては遺言を撤回したものとみなす規定(第1024条前段)は事実上適用される場面が存在しないものと考えられている。また、自筆証書遺言書保管制度において保管される遺言書についても同様に、遺言書保管所による保管が継続している間は、上記の規定が適用される場面は事実上存在しないものと考えられている。

(2) 本文4(2)

ア 概要

10 前記(1)の現行規定の趣旨を踏まえると、新たな遺言の方式においても、遺言者が自由に遺言を撤回することができるとともに、遺言者の撤回の意思を推測させるような行為を法定し、撤回とみなされる場面を明らかにすることが望ましいと考えられる。

イ 本文4(2)ア

15 (ア) 電磁的記録については、複製により、元の電磁的記録と同一性のある電磁的記録を作成することができ、書面における「原本」とそれ以外の「写し」の区別を観念することができないことから、電磁的記録による遺言を認めることとした場合には、遺言者が最初に作成した遺言に係る電磁的記録のほかに、複製によって、これと同一の電磁的記録を作成することができることとなる。そして、事後的にも、遺言者によって最初に作成された遺言に係る電磁的記録(書面における「原本」に相当する。)と、複製によって生じた電磁的記録(書面における「写し」に相当する。)を区別することは困難である。そのため、電磁的記録により作成された遺言については、それが遺言者の意思により真正に成立したものである限り、複製によって生じた電磁的記録も、遺言に係る電磁的記録に当たるとするのが相当であると考えられる。(注1)(注2)

25 (イ) 【A案】は、遺言者が、遺言を撤回する意思をもって、管理している遺言に係る電磁的記録を破棄したとしても、当該遺言の破棄を認定するのはその性質上困難な場合が多く(例えば、遺言者が当該電磁的記録をパソコン上の「ごみ箱」のフォルダに格納したとしても容易に復元できる上、外観上はパソコン上に保存されていないように見えても電磁的記録の解析技術を活用することにより復元することができる場合もある。)、特に他人が同一の遺言に係る電磁的記録を保管していることを想定するとその判断が更に困難であると考えられることを踏まえ、  
30 第1024条前段の適用を除外する規律を設け、電磁的記録によって遺言をする場合については、破棄による撤回を認めないこととするも  
35

のである。

この案は、撤回とみなされる場面に当たるかどうかについて、なるべく疑義が生じないように上記の規律を設けるとする考え方である。

5 この案に対しては、遺言の作成に関与した証人等がいる場合に、遺言者が破棄したとしても撤回とみなされないとすると、遺言に係る電磁的記録の存否を巡る紛争が生じ得るとの指摘がある。また、本文1の【甲2案】の方式について、民間事業者において何らかの記録を保存する仕組みを採った場合には、遺言者からの求めに応じて当該記録を削除することにより撤回することを認めることができるとも考えられる。10 そこで、証人による立会いの下での破棄など明文で定めた一定の場合にのみ遺言の撤回を認めるとの考え方もあり得るため、その旨を本文の(注)に記載しているが、一定の場面を明文で適切に定めることができるかが問題となると考えられる。

15 この案による場合、遺言者は、新たな遺言をすることなどによって遺言の撤回をすることが考えられるが、部会においては、遺言者が遺言時にそのことを認識することができるよう、十分な周知が必要であるとの指摘があった。

(り) 【B案】は、撤回について、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する特段の規律を設けず、電磁的記録によって遺言をする場合20 であっても第1024条前段が適用されることとして、遺言者が故意に遺言を破棄した場合には、遺言者が遺言を撤回したものとみなすものとする考え方である。

すなわち、自筆証書遺言等について、遺言者が故意に遺言書を破棄したときに遺言を撤回したものとみなすものとしているのと同様に、【甲25 1案】及び【甲2案】の方式による遺言について、遺言者が故意に遺言に係る電磁的記録を破棄した場合には、遺言の撤回の意思を推測することが通常の遺言者の意思に沿うものとも考えられ、このような場合に、遺言の撤回を認めないこととすると、遺言者は、電磁的記録を破棄することによって、遺言を撤回したつもりであったにもかかわらず、なお従前の遺言が効力を有することとなり、遺言者の最終の意思に反する事態が生じ得ることからすると、破棄による遺言の撤回擬制の規律を設けることが必要であるとも考えられる。この点に関して、アメリカ及びカナダでも遺言に係る電磁的記録の破棄による撤回を認めている30 ことも参考になるものと考えられる。(注3)

35 もっとも、前記(イ)のとおり、電磁的記録による遺言については、①どのような行為が「破棄」に当たるのかが必ずしも明確ではないことに

加え、②同一の遺言に係る電磁的記録が複数ある場合に、その一部を破棄したことをもって遺言の撤回の意思が推測され、撤回擬制を認めることが相当といえるのかが問題となり得ることから、電磁的記録による遺言を故意に破棄したと認められる場合を明確にするために、特別の規律を設けることについて引き続き検討することとしており、その旨を本文の（注）に記載している。

ウ 本文4(2)イ

保管制度に基づき保管される方式の場合（本文1の【乙案】及び【丙案】）、遺言者の意思に基づいて作成された遺言に係る電磁的記録又は遺言書は公的機関で保管されることとなるため、遺言者が確定的なものとして作成した電磁的記録等を特定して撤回の有無を判断することができると考えられる。

そのため、公正証書遺言等における上記解釈と同様、遺言者が公的機関で保管されている遺言に係る電磁的記録等と同一の電磁的記録等を自ら別途所持しており、これを破棄したとしても、第1024条前段の適用はなく、撤回とみなされないこととなると考えられる。

なお、自筆証書遺言として有効に成立している遺言について、本文1の【丙案】の方式要件を満たして保管した後に保管の申請の撤回をした場合、当該自筆証書遺言の効力には直ちには影響がないと考えられる。そのため、当該自筆証書遺言を撤回したいと考える遺言者としては、返還を受けた遺言書を物理的に廃棄等する必要があると考えられる。同様に、本文1の【甲案】で作成した遺言について、本文1の【乙案】の方式要件を満たして保管した後に保管の申請の撤回をした場合であっても、【甲案】で作成した遺言の効力には直ちには影響がないと考えられる。上記のように考える場合、遺言者に誤解が生じないように、保管の申請の撤回を認めるに当たっては、その方法では、保管の有無に関わらず成立している前の遺言の撤回には当たらない旨の十分な周知広報が必要であると考えられる。

(ア) 【C案】は、遺言者の意思を尊重して保管の申請の撤回を認め、当該撤回をした場合には遺言を撤回したものとみなす旨の規律を設けるとするものである。遺言者の意思を尊重するものであり、また、撤回とみなされる場面も明確になると考えられる。

その上で、遺言者の真意に基づかない撤回があり得ることや、遺言の作成や撤回の過程について相続人等の間で紛争になり、裁判所から照会があった場合等に対応できるようにするため、遺言者の意思にかかわらず、当該遺言の情報を消去しないこととしている。もっとも、撤回した遺言者の意思を踏まえ、当該遺言の情報については、本文2の証明、

閲覧、通知の対象とせず、特別の事由がある場合に限り、遺言者生存中には遺言者に、遺言者死亡後には相続人等に閲覧の請求を認めるものとするなどが考えられるため、その旨を本文の（注）に記載している。

5           なお、【C案】の場合には、保管申請の手続と同様に、撤回の手続において、真意性・真正性の担保等を図るための公的機関による確認の在り方が問題となる。この点、遺言の撤回については、遺言の方式による撤回（第1022条）のほか、様々な方法によって可能であり、必ずしも遺言の方式で求められるほどの真意性が担保されているものではないとも考えられる上（第1023条、第1024条参照）、上記のとおり、特別の事由がある場合には閲覧の請求を認めることとするのであれば、遺言の方式と同程度に真意性の担保を図る必要はないとも考えられる。

10           (イ) 【D案】は、保管の申請の撤回は認めないとするものであり、その結果、遺言者が遺言の内容を変更したい場合には、新たな遺言をすることなどにより、遺言の撤回をすることとなる。公正証書遺言の場合と同様の考え方であり、撤回の有効性等が問題となる場面も生じないものの、遺言者による遺言の撤回のための選択肢が減るとの指摘や、撤回された遺言について証明、閲覧、通知がされないことを望む遺言者のニーズ  
15           に対応することができないとの指摘があり得る。

          （注1）デジタルデータは複製コピーが可能であり、一般には元データと複製コピーされたデータは基本的にはハッシュ値も同一であって区別できないと考えられる。もっとも、NFT（Non-Fungible Token）という技術を用  
20           いることで、特定のデジタルデータを唯一無二の非代替的なデジタルデータとすることができ、元データと複製コピーを区別することが可能となるものの、当該技術の利用が一般化しているとはいえない現状において、当該技術の利用を前提とすることは現実的な選択肢ではないと考えられる。

          （注2）この点に関連して、電磁的記録による遺言を認めることとした場合には、  
25           ①遺言書の検認の請求義務者に関する第1004条第1項、②相続人の欠格事由に関する第891条第5号との関係でも、更なる検討が必要になると思われる。

          すなわち、①第1004条第1項は、「遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を  
30           発見した後も、同様とする。」と規定し、これに違反して遺言書を提出する

5 ことを怠った者等には過料の制裁が科されると規定されているが（第1005条）、本文に記載したとおり、複製によって生じた電磁的記録も、それが遺言者の意思により真正に成立したものである限り、遺言に係る電磁的記録に当たると考えた場合には、複製によって生じた電磁的記録を保管する者も検認の請求をしなければならず、当該電磁的記録の保管者が不在の場合においては、相続人も当該電磁的記録を発見した後、検認の請求をする義務を負うものとするところになるとも考えられる。

10 また、②第891条第5号は、相続に関する被相続人の遺言書を「破棄し、又は隠匿した者」は、相続人になることができないものと規定しているが、本文に記載したとおり、複製によって生じた電磁的記録も、それが遺言者の意思により真正に成立したものである限り、遺言に係る電磁的記録に当たると考えた場合には、複製によって生じた電磁的記録を破棄し、又は隠匿した者も相続人になることができないものとするところになるとも考えられる。

15 （注3）アメリカの統一電子遺言法第7条(b)(2)では、遺言の全部若しくは一部を撤回する意思をもって、遺言者がその行為を行ったこと若しくは他の者に指示をしてこの者が遺言者の物理的立会いのもとでその行為を行ったことが、証拠の優越によって立証された物理的行為により、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定されている。

20 また、カナダの統一遺言法第16条(1)(c)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言又は遺言の一部の1つ又は複数の電子版を削除すること、同(d)では、遺言者又は、遺言者の立会いのもとで遺言者の指示によりある者が、証人の立会いのもと、遺言の全部又は一部を撤回する意思をもって、遺言の紙コピーの全部又は一部を何らかの方法で焼却、破り捨て、又は破棄することにより、電子遺言の全部又は一部を撤回することができる旨規定され、同条(3)では、疑義のないように、遺言の全部又は一部の一つ又は複数の電子版の不注意による削除は、遺言を撤回する意思の証拠とはならない旨規定されている。

## 30 第2 自筆証書遺言の方式要件の在り方

### 1 自書を要しない範囲

財産目録について自書を要しないものとする現行法の規律を維持し、自書を要しない範囲を拡大しないものとする。

### 35 2 押印要件

上記1を前提として、押印要件については、次のいずれかの案によるも

のとする（注）。

（注）自筆証書にこれと一体のものとして財産目録を添付する場合において、その目録の毎葉にする押印要件（民法第968条第2項）及び加除その他の変更の際しての押印要件（同条第3項）を含む。

5 【甲案】押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き押印を要するものとする。

（後注）甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件（場面又は場合）を定め、それ（法定する要件）を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、  
10 そのためその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合
- ・ 押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合  
15 などを定めることが考えられる。

（補足説明）

## 1 現行の方式

自筆証書遺言の方式要件としては、遺言者自身による遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名の自書並びに押印が定められている（第968条第  
20 1項及び第2項）。遺言書の全文、日付及び氏名の自書が要求される趣旨は、筆跡によって本人が書いたものであることを判定することができ、それ自体で遺言が遺言者の真意に出たものであることを保障することにあり、また、押  
25 印が要求される趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されている（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁、最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。（注）

30 （注）氏名の自書（署名）及び押印については、必ずしも遺言書の末尾にあることを要せず、遺言書の本文の中でも差し支えないと解されている。

## 2 本文1

35 自筆証書遺言については、証人等が作成に関与せず、財産目録を除く全文、日付及び氏名の自書の方式要件が真意性・真正性を担保し、また熟慮を促して

いると考えられることから、更なる方式要件の緩和によって、偽造・変造のおそれや遺言者が遺言の内容を十分に理解しないまま作成するおそれが増大することも考えられる。そのため、全文等を自書する負担に対しては、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることによって対応することとし、  
5 自筆証書遺言における自書を要しない範囲については現行規定を維持することが考えられることから、本文1では、自書を要しない範囲を拡大しないものとする（財産目録を除く全文、日付及び氏名の自書につき、引き続き要するものとする）考え方を提示している。

### 10 3 本文2

#### (1) 概要

自筆証書遺言における押印の要否の検討に際しては、今後、押印をめぐる慣行ないし法意識がどのように変容していくかについても踏まえた上で、押印要件を維持した場合の不都合等とそれを廃止した場合の不都合等について考慮する必要があるところ、具体的な規律の在り方の方向性としては、  
15 以下の案が考えられる。

なお、財産目録の毎葉への押印要件及び加除その他の変更の際における押印要件についても、遺言本文の押印要件と同様の方向性を検討すべきと考えられ、本文2の（注）ではその旨を記載している。

20

#### (2) 【甲案】

【甲案】は、①押印に用いる印章については制限がなく、認印であってもよいとされていることからすれば、真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえず、それらの担保は全文や氏名等の自書により図ることができているとも考えられること、②いわゆるコロナ禍において、押印の見直しの機運が高まったこと、③公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたことなどを踏まえ、重要な文書については、作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があることも考慮し、押印要件を廃止する考え方である。  
25  
30

今後、印鑑がますます使われなくなっていくとも考えられること、押印要件を廃止した場合、署名要件がそれに代わって下書きと完成品とを区別する機能を果たすものと認識されていくことになるとも考えられることからすると、押印については、方式要件ではなく証拠の一つとして位置付ける整理をすることが考えられる。具体的には、【甲案】を採用し、押印を方式要件としない場合であっても、遺言書に押印がされたときは、当該押印に基づ  
35

く印影は証拠の一つとして位置付けられ、引き続き有益な機能を有する（当該押印は、真意性の担保等の機能を有し、真正性が争われた際には、署名とともに民訴法第228条第4項により成立の真正が推定され得るほか、完成されたものであるとの認定にもつながり得る）と考えられる。（注）

5

（注）押印要件を単に廃止するにとどまらず、押印が文書の作成を完結させる機能を有することに鑑み、文書の作成が完結されていることを担保するための押印に代わる新たな方式要件（例えば文章の末尾に署名する、封筒に入れる、冒頭に「遺言書」と記載するなど）を設けるべきではないかとの指摘がある。もっとも、この考え方については、新たな方式要件を設けることは、方式を複雑化させ、かえって遺言の作成を躊躇させることになりかねないことから相当ではないとも考えられる。

10

また、高齢者などにとっては押印の負担よりも署名する負担の方が大きいものとも考えられることからすれば、特に、財産目録の毎葉にする署名及び押印並びに加除その他の変更の際における署名及び押印については、それらのうちいずれかがあれば足りるとし、選択的な方式要件とすることも考えられるのではないかとの指摘もある。もっとも、この考え方については、法制審議会民法（相続関係）部会における調査審議において、加除その他の変更の際における署名及び押印の要件に関し、署名は遺言者本人によるものか否かがある程度判別可能であるのに対し、押印は遺言者以外の者によっても十分押捺可能であるため、署名を外して押印のみでも足りるとすることについては特に慎重を期すべきである旨の指摘がされ、最終的に上記要件が維持されたことも踏まえ、その当否につき慎重に検討する必要があると考えられる。

15

20

25

### (3) 【乙案】

【乙案】は、押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること、押印に用いる印章については制限がない上、遺言書は契約書等と異なり頻回に作成されるものではなく、また、単独で作成することができるものであることからすると、押印要件があることによる負担はそれほど大きなものではないとも考えられることから、引き続き押印を要するものとする考え方である。

30

上記のとおり、押印をめぐる慣行ないし法意識に変容が生じつつあるとの指摘があり、そのこと自体は否定できないものの、遺言という方式行為の特殊性に鑑み、押印要件を存置することもなお考えられる。（注）

35

（注）【乙案】を採用した場合でも、押印を欠いた遺言がおよそ全て無効となるも

のではなく、個々の事案における裁判所の判断（押印要件の解釈及び個別の事案への適用）により救済される余地があることは、現行法下と同様である。これまでの判例には、指印（遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等をつけて押捺すること）についても第968条の押印として足りるものとし、押印要件を柔軟に解釈したものがある（最判平成元年2月16日民集43巻2号45頁）。また、外国出身であり、その後日本に帰化した者がした押印を欠く遺言について、遺言者が主として日本語以外の言語を使用していたこと、その交際相手が少数の日本人を除いて外国の者に限られ、日常生活も外国の様式に従い、印章を使用するのは特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情の下においては有効としたものがある（最判昭和49年12月24日民集28巻10号2152頁）。

#### (4) （後注）

（後注）は、仮に押印を方式要件とするとしても、それのみを欠いた場合の法的効果（サンクション）として遺言を無効とするまでの必要があるか疑問であるとの考え方にに基づき、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成の趣旨をも含む。）を担保する観点から定められた一定の要件（法定する要件）を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方である（なお、この場合において、他の方式要件を充足していることは当然の前提である。）。押印を欠く遺言につき、法定する要件を満たす場合に一律に救済を図るという点において、救済の可否につき裁判所の個別の判断に委ねられている【乙案】とは異なる。

将来的には、押印の機会は減少していくとも考えられるものの、現状においては、依然として、真意性・真正性の確保や下書きと完成品との区別のために押印がされており、その押印の機能が直ちに消滅するものではないとも考えられることからすると、押印を引き続き方式要件としつつ、それを欠いた場合でも、法定する要件を満たす場合には救済を図るとすることも考えられる。

もっとも、この考え方については、「法定する要件を満たすとき」としてどのような場面又は場合を具体的に規定することができるか、また、相続開始後、誰が、いかなる手続ないし段階において、この場合等に該当するかを判断するのが問題となり、その内容や判断方法等を定めるに当たっては、遺言執行の場面において実務上混乱を生じさせるおそれがないか、相続人等に課せられることとなる手続的負担として相当な範囲といえるか等について、考慮する必要があると考えられる。そのほか、部会では、平成30年

民法改正により法定相続分を超える部分については相続登記が対抗要件とされ（第899条の2第1項）、迅速な登記が求められていることに沿うものかについて疑問を呈する指摘もあった。

（後注）においては、上記法定する要件の具体例として、「裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合」を記載しているところ、この場合、押印を欠く遺言について、広く救済の余地を残すことができると考えられる。他方で、どのような類型の訴訟を予定するか等によっては、同一の遺言の効力の判断が裁判所により区々となる、相続人等に過大な手続的負担となるなどといった事態が生じ得る。さらに、証人の関与が方式要件とされていない中で裁判所が心証を得ることは困難ではないかとの指摘や、そもそも例外的に救済するための法律上の要件として、裁判所が一定の判断をする場合を定めること自体不相当ではないかとの指摘もある。（注1）（注2）（注3）

また、その他の具体例として「押印と自筆証書遺言書保管制度の利用とを選択的な方式要件と位置付けた上で、後者の方式要件（自筆証書遺言書保管制度の利用）を満たす場合」を記載しているところ、これは、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用した場合においては、自ら保管申請をした事実により、その意思に基づき当該申請に係る遺言をしたことが担保され得るとの考え方に基づくものである。この場合、要件該当性の判断を容易に行うことができる上、同一の遺言の効力の判断が区々になるなどして実務上の混乱を生じさせる事態や相続人等に過大な手続的負担を課す事態を避けることができると考えられる。一方、自筆証書遺言書保管制度の利用を新たに方式要件と位置付けることになるため、現行の自筆証書遺言書保管制度の法的位置付けを変更することになることの当否、保管申請の撤回の可否、保管制度の利用の有無によって方式要件が異なることにより国民に混乱を招くことにならないか等について、検討を要する。

（注1）臨時法制審議会が昭和2年に発表した「民法相続編中改正ノ要綱」では、第16項第1号において、「自筆証書ニ依ル遺言ニ付テハ日附ノ自書及ビ捺印並ニ民法第千六十八条第二項（引用者注：現行第968条第3項）ノ要件ハ之ヲ欠クモ裁判所ノ認定又ハ家事審判所ノ審判ニ依リテ其効力ヲ認メ得ルモノトスルコト」が提案されている。なお、上記要綱については、昭和3年以降、民法改正調査委員会において、条文化する作業が行われたが、昭和19年に戦争の激化によりその中止が命ぜられた。

（注2）例えば、押印を欠くが、花押が書かれた遺言について、【乙案】ではその効力が否定されると考えられる（最判平成28年6月3日民集70巻5号1263

頁参照)。他方、(後注)におけるこの具体例では、裁判所において、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことが認められる場合には、その効力が肯定されることとなると考えられる(そもそも、(後注)におけるこの具体例では、花押など押印に代わるものがおよそない遺言についても、裁判所の認定により、救済

5

(注3) アメリカにおいては、方式に欠陥のある不完全な遺言をすべて無効とするのではなく、その欠陥がなければ法律上の方式要件の目的を満たすといえる場合、裁判所は、当該遺言を法律上の方式と一致したものとして捉えることができるとする「実質的遵守の法理」に関する規定が定められている。その他、アメリカ及びカナダにおいては、被相続人が当該書面をその遺言として意図していたという明白かつ確信的な証拠がある場合、裁判所は、法律上の方式との不一致を問題にせず、遺言を有効と認めてよいとする「法律適用免除権限」に関する規定がある。

10

### 15 第3 秘密証書遺言の方式要件の在り方

#### 1 規律の在り方の方向性

秘密証書遺言については、下記2を除き、現行の方式要件を維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとする。

#### 2 押印要件

20

- (1) 公証人の押印要件については、維持するものとする。
- (2) 遺言者及び証人の押印要件については、自筆証書遺言における押印要件の在り方(本文第2の2)を踏まえ、次のいずれかの案によるものとする(注)。

25

(注) 遺言者による証書への押印及び封印要件(民法第970条第1項第1号、第2号)、遺言者及び証人による封紙への押印要件(同項第4号)のほか、加除その他の変更の際の押印要件(同条第2項において準用する同法第968条第3項)を含む。

【甲案】遺言者及び証人の押印を要しないものとする。

【乙案】引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする。

30

(後注) 甲案及び乙案のほか、「押印を要するものとするが、ただし、遺言者がその意思に基づき遺言をしたことを担保する観点から一定の要件(場面又は場合)を定め、それ(法定する要件)を満たすときは、押印を欠いたとしても、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする。」という考え方がある。この考え方の下で、上記法定する要件として、例えば、

35

- ・ 裁判所が、遺言者がその意思に基づき遺言をしたと認める場合などを定めることが考えられる。

(補足説明)

## 1 現行の方式

5 秘密証書遺言の方式要件としては、①遺言者が証書に署名及び押印をすること、②遺言者がその証書を封じ、証書に用いた印章で封印すること、③遺言者が公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びに筆者の氏名及び住所を申述すること、④公証人がその証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名及び押印をすることが定められている（第970条第1項）。すなわち、  
10 遺言者は、上記①（証書）、同②（封印）及び同④（封紙）の押印を、証人及び公証人は、上記④（封紙）の押印を、それぞれ行う。

なお、日本の領事の駐在する地に在る日本人が秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う旨定められているところ（第984条前段）、令和3年5月に成立し公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）による同条の改正により、遺言者及び証人による封紙への押印（上記④）の要件が廃止された（同条後段）（注）。

（注）同改正による封紙への押印の廃止（領事方式遺言における上記④）については、外国に滞在する日本人は印章を所持していないことも多く、新たに印章を入手することも困難であるから、押印を要求することで領事方式の遺言の利便性が阻害されるおそれがあることを考慮するとともに、他方、領事方式の遺言の作成には領事が関与していること、外国においては署名により重要な取引行為等を行う慣行が存在することも多く、そこに居住・滞在する日本人もその慣行に従うと一般的に想定されることなどを踏まえ、署名のみによっても、遺言者の真意に基づく作成が担保されることが考慮された。

これに対し、証書への押印及び封印（上記①及び同②）については、領事において、遺言の内容が遺言者本人の真意に基づくものであることを確認することが予定されておらず、遺言者の真意が正確に記載されていることを遺言書自体により明らかに  
30 する必要があることなどが考慮され、引き続き必要とされている。

## 2 本文1

秘密証書遺言は、公証人を含めた他人に対して遺言の内容を秘密にしたままにすることができる点に特質があるところ、公正証書遺言に比してその作成件数は少数にとどまっており、秘密証書遺言に対する需要はそれほど大きいものではないとも考えられる。また、証書（遺言書）の全文について、必ず

しも自筆であることを要せず、印刷や印字したものなどでも足り、他人に委託してこれらの手段をとらせることも許されると解されていることからすると、現行の方式要件を見直したりデジタル技術を活用した新たな方式を設けたりする必要性は高くないとも考えられる。(注)

- 5       そうすると、現行の方式要件を基本的に維持するとともに、デジタル技術を活用した新たな方式を設けないものとするのが考えられることから、本文1において、その考え方を提示している。

(注) なお、秘密証書遺言の方式要件について、デジタル技術を活用した在り方を検討する  
10       場合、どの方式要件との関係でいかなるデジタル技術を活用するかについて検討する必要があると考えられる。例えば、上記1③及び④の方式要件との関係において、遺言者が、公証役場に対し、郵送により封書を送付又はパスワードを付した遺言に係る電磁的記録を送信し、ウェブ会議を利用して公証人及び証人の前にそれを提出の上、自己の遺言であること等を申述し、公証人が電磁的記録をもって封紙に相  
15       当する証書を作成するものとするとも考えられる。

### 3 本文2

#### (1) 本文2(1)

令和5年公証人法改正により、公証人は、電磁的記録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合に限り、書面をもって公正証書  
20       を作成することとなる。この場合、公証人は、所属法務局等に提出した職印の印鑑により公正証書に押印しなければならない(新公証人法第36条第2号、第40条第4項第2号)。これは、公証人による押印が、遺言者等の列席者による押印とは異なり、同法第21条第1項に基づき、氏名を  
25       自署して所属法務局等に提出した職印の印鑑によるものとされており、公証人による署名とあいまって、公正証書(書面をもって作成する場合に限る。)が公証の効力を有するための不可欠の要件であるとされていることによるものである。

そのため、封紙の性質上、電磁的記録によって作成することができないと  
30       解されている秘密証書遺言については、引き続き公証人による押印を要することとなる。

公証人の押印が上記のように公証制度上の位置付けに根拠を有することを踏まえると、秘密証書遺言における公証人の押印要件については維持することが考えられることから、本文2(1)において、その考え方を提示している。  
35

(2) 本文 2(2)

ア 【甲案】は、自筆証書遺言において押印を要しないものとする場合（本文第2の2の【甲案】）に、その趣旨（真意性や真正性の担保に対する押印の役割が必ずしも大きいとはいえないこと、押印の見直しの機運が高まっていること、公正証書遺言において遺言者及び証人による押印は不要とされるなどの法改正が行われたこと等）に鑑み、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印（上記1の①、②及び④のほか、加除その他の変更の際の押印）についてもこれを要しないものとする考え方である。

もともと、この考え方に対しては、令和3年のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による第984条の改正に際して、遺言者及び証人による封紙への押印要件（上記1の④）のみが廃止され、遺言者による証書への押印及び封印要件（上記1の①及び②）は維持されているところ、その理由（上記1の（注））を踏まえると、遺言者による証書への押印及び封印を廃止した場合、遺言者の真意が正確に記載されていることを証書（遺言書）自体により明らかにすることはもはやできないのではないかとの指摘が考えられる。

また、遺言者による封印（上記1の②）の趣旨が内容漏洩のおそれを防止することにあることに鑑み、少なくとも封印要件については維持すべきとする指摘も考えられる。もともと、これに対しては、遺言者による証書への押印（上記1の①）を要しないものとした場合には、封印を同一の印章により行うこと的前提を欠くこととなるため、封印（上記1の②）をも要しないものとした上で、それに代わる措置（封じる部分に署名をするなど）を求めるべきとする指摘、あるいは、そもそも、方式要件に内容漏洩のおそれの防止の意味合いまで持たせることには疑問があるとして、封印（上記1の②）を要しないものとするべきとする指摘が考えられる。

イ 【乙案】は、自筆証書遺言において引き続き押印を要するものとする場合（本文第2の2の【乙案】）に、その趣旨（押印は依然として下書きと完成品とを区別する機能を果たしているとも考えられること等）に鑑み、秘密証書遺言においても、引き続き遺言者及び証人の押印を要するものとする考え方である。

ウ（後注）は、自筆証書遺言において、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合においても、遺言者はその意思に基づき遺言をしたことを担保するために定められた一定の要件（法定する要件）を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする場合（本文第2の2の（後注））に、秘密証書遺言における遺言者及び証人の押印要件についても同様の案を採用し、押印を要するものとしつつ、それを欠いた場合

においても、遺言者がその意思に基づき遺言をしたこと（遺言の完成のほか、封紙に封じられた遺言書が遺言者本人のものであることも含む。）を担保するために定められた一定の要件（法定する要件）を満たすときは、遺言は、そのためにその効力を妨げられないものとする考え方である。

（注1）（注2）

（注1）証人による封紙への押印（上記1の④）の趣旨は、遺言者による封書の提出及び申述、公証人による封紙への署名押印等とあいまって、封紙に封じられた遺言書が遺言者本人のものであることを保障することにあると解されている。

（注2）もっとも、遺言者による封印（上記1の②）並びに遺言者及び証人による封紙への押印（上記1の④）については、公証人がそれらの不備を看過する事態は想定し難く、實際上、その不備が問題となり得るのは、遺言者による証書への押印（上記1の①）に限られると考えられる。

#### 第4 特別の方式の遺言の方式要件の在り方

##### 1 作成することができる場面の規律

(1) 船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを規律上明確化することについて、引き続き検討する（注1）（注2）。

（注1）「天災その他避けることのできない事変」については、民法第161条と同様、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変を意味することを想定している。もっとも、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等については含まれるべきでないとも考えられるところ、このような考え方の当否も含め、作成することができる場面として、いかなる範囲が適切であるかについて、引き続き検討する。

（注2）「山岳における遭難」については、遭難態様も様々であることから、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる態様であるかを個別に認定するものと整理することが考えられるところ、そのような考え方について、引き続き検討する。

(2) 一般隔離地遺言については、現行の文言（伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者）に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを規律上明確化することについて、引き続き検討する。

(3) 死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる

場面の規律については、現行法の規律を維持するものとする。

## 2 作成方法の規律

### (1) 現行法の規律

現行法の規定については、維持するものとする（注1）。

5 (注1) 特別の方式の遺言における押印要件（民法第976条第1項、第979条  
第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3  
項及び第973条第2項）については、自筆証書遺言における押印要件の在  
り方を踏まえて検討するものとする。

### (2) 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言におけるデジタル技術を活用した 10 新たな遺言の方式

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、普通の方式における  
デジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏  
まえつつ、以下の各案のうち、一つ又は複数の方式を創設することについ  
て、引き続き検討する（注2）（注3）（注4）（注5）（注6）。

15 (注2) 各案においては、遺言者の指示を受けた者が、録音及び録画を同時に行う  
方法により電磁的記録に記録することも許容されることを前提としている。

(注3) 船舶遭難者遺言については、特に証人の立会いが困難であったり、通信環  
境が不十分であったりする場面も想定されることから、証人の立会いを不要  
とすることも含め、より簡便な方式の規律を設けることにつき、更なる検討  
20 を要するとの考え方があるところ、広く社会に普及したデジタル技術によっ  
て適切に真意性・真正性の担保等を図ることができるかといった観点も踏ま  
えつつ、引き続き検討する。

(注4) 各案における証人については、ウェブ会議の方法により立ち会うことがで  
きるものとすることを前提としている。

25 (注5) 遺言者又は証人が口がきけない者であるとき又は耳が聞こえない者である  
ときは、通訳人の通訳により申述すること又は遺言者若しくは証人が入力す  
る文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等  
に代えるものとすることが考えられる。

(注6) 各案においては、現行規定と同様に、家庭裁判所における確認の手続を要  
30 するものとし、また、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができる  
ようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとし  
ることを前提としている。

### ア 死亡危急時遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録  
35 音・録画を要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録し、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

③ 遺言者が、②の記録が正確なことを承認すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、証人に遺言の趣旨を口授し、その口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記して、これを遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

③ 遺言者が、②の筆記が正確なことを承認すること。

④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(後注) 甲案及び乙案のほか、遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式も考えられ、この方式の場合の要件は、①証人一人以上の立会いがあること、②遺言者が、遺言の趣旨を口述すること、③証人が、自己の氏名を口述すること、④遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること、⑤遺言者が、再生された④の電磁的記録を閲覧してその内容が正確なことを承認すること、⑥遺言者が、⑤の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録することが考えられる。

## イ 船舶遭難者遺言

【甲案】遺言の全文等を電磁的記録により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

② 遺言者が、口頭で遺言すること。

③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を電磁的記録に記録すること。

【乙案】遺言の全文等を書面により作成し、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式

① 証人一人以上の立会いがあること。

- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 遺言者が、②の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。
- ④ 証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を筆記すること。

5 【丙案】遺言の全内容が録音及び録画を同時に行う方法により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式

- ① 証人一人以上の立会いがあること。
- ② 遺言者が、口頭で遺言すること。
- ③ 証人が、自己の氏名を口述すること。
- 10 ④ 遺言者が、②及び③の状況を録音及び録画を同時に行う方法により電磁的記録に記録すること。

(3) 一般隔離地遺言及び在船者遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式

15 一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けないものとする。

(補足説明)

## 1 現行の方式

### (1) 検討の対象

20 民法では、特別の方式の遺言として、危急時遺言（死亡危急時遺言（第976条）及び船舶遭難者遺言（第979条））、隔離地遺言（一般隔離地遺言（第977条）及び在船者遺言（第978条））及び領事方式遺言（第984条）の5類型が定められているところ、このうち領事方式遺言は、日本人が日本の領事の駐在する地に在る場合における公正証書遺言及び秘密証書遺言の方式に関する規定であり、本文の検討対象とはしていない。

### (2) 立法の経緯及び趣旨等

ア 明治民法において、特別の方式の遺言として、3つの類型の危急時遺言（死亡危急時遺言、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言及び船舶遭難者遺言）及び3つの類型の隔離地遺言（一般隔離地遺言、従軍中の軍人・軍属のする隔離地遺言及び在船者遺言）が設けられた。

35 危急時遺言が設けられた趣旨は、遺言者に疾病や傷病等の事由により死亡の危急が迫っている場合には、自筆証書遺言をすることができず、また、公正証書遺言や秘密証書遺言をする暇がないことが多いことから、例外として口授又は口頭方式の遺言の効力を認めることにあるとされている。（注）

そして、危急時遺言のうち、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、死亡危急時遺言の要件を遵守させることが不可能な場合が多いことに鑑み、死亡危急時遺言より更に方式要件が緩和されたものとされ、具体的には、口授方式よりも緩和された口頭方式により遺言をすることが可能とされ、証人の人数も二人で足りるなどとされた。

また、隔絶地遺言が設けられた趣旨は、遺言者が隔絶地にいる場合には、遺言書の作成に公証人の関与を求めることができず、公正証書遺言をすることができないことから、一定の信用性を有する者の立会いの下に、公正証書遺言に代わる遺言書の作成を認めることにあるとされている。

その後、昭和22年の民法一部改正の際、従軍中の軍人・軍属のする危急時遺言及び従軍中の軍人・軍属のする隔絶地遺言が廃止され、それ以外の4類型について、表現や体裁の見直しがされた。

また、平成11年の民法一部改正の際、口がきけない者や耳が聞こえない者が公正証書遺言等をすることを可能とする改正が行われたことに伴い、それらの者が死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言を行うことを可能とする改正が行われた。

(注) 危急時遺言のうち、死亡危急時遺言は口授方式、船舶遭難者遺言は口頭方式の遺言である。口授とは、口で言葉を話して相手方に伝えることであり、口授方式の遺言である死亡危急時遺言においては、口授を受けた証人が筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、筆記の正確さを承認させる手続が必要となる。これに対し、口頭方式の遺言である船舶遭難者遺言においては、口頭での意思表示自体が遺言を構成するものと考えられており、遺言者及び他の証人への読み聞かせ等は要件とされていない。船舶遭難者遺言が口頭方式の遺言とされた趣旨は、船舶が遭難した場合には、口授方式の遺言をさせることが不可能な場合が多いことに鑑み、死亡危急時遺言より更に方式要件を緩和することにあるとされている。

### (3) 現行の方式要件の規律

現行の特別の方式の遺言における方式要件の規律については、以下のとおりである。

#### ア 死亡危急時遺言（第976条）

- ① 疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者であること。
- ② 証人三人以上の立会いがあること。
- ③ 遺言者が証人のうち一人に遺言の趣旨を口授（口がきけない者につ

いての特則あり) すること。

- ④ 口授を受けた者がこれを筆記し、遺言者及び他の証人に読み聞かせ(耳が聞こえない者についての特則あり)、又は閲覧させること。
- ⑤ 各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名及び押印をすること。
- ⑥ 証人の一人又は利害関係人が遺言の日から20日以内に家庭裁判所に請求し、その確認を得ること。

「死亡の危急に迫った」ことは、必ずしも客観的なものである必要はなく、遺言者が、自己の死亡の危急が迫っているものと自覚するなど主観的に存すればよいと解されているが、単なる予想や空想、現実に予見し得ない程度では、死亡の危急にあるとはいえないと解されている。

「証人三人以上の立会い」が要件とされたのは、比較的多くの者が立ち会うならば、遺言者の真意が正確に伝達され、かつ、それらの立会人が正確であることを承認すれば、遺言が正しく行われることを保障することになるからであるとされている。

また、「口授」とは、口で言葉を話して相手方に伝えることであり、他人が述べたことに対し単に首を振って答えた程度ではこれに当たらないとされている(大判大正7年3月9日刑録24号197頁)。

さらに、「筆記」は、必ずしも口授されたとおりである必要はなく、遺言者の意思に忠実に口授の趣旨が記載されていれば足り、また、タイプされたものでも差し支えないと解されている。筆記の場所については、口授を受けた場所とは異なる場所であったとしても手続違反とはならず(大判昭和8年1月26日法学2号1120頁)、また、証人の一人だけが他の証人とは別の場所で口授を受けて筆記したとしても、遺言の効力に影響しないとされている(大判昭和6年6月10日新聞3302号9頁)。

証人の署名・押印は、遺言者の生存中にされなければならないとされている(大決大正14年3月14日民集4巻102頁)。

#### イ 船舶遭難者遺言(第979条)

- ① 遭難船舶中に在って死亡の危急に迫った者であること。
- ② 証人二人以上の立会いがあること。
- ③ 遺言者が口頭(口がきけない者についての特則あり)で遺言をすること。
- ④ 証人が上記遺言の趣旨を筆記し、これに署名及び押印をすること。
- ⑤ 証人の一人又は利害関係人が遅滞なく家庭裁判所に請求し、その確認を得ること。

「死亡の危急に迫った」ことの意義については、死亡危急時遺言と同様

であるとされている。

これに対し、死亡危急時遺言とは異なり、遺言者による証人への遺言の趣旨の口授や、口授を受けた者による遺言者及び他の証人への読み聞かせは要件とされていない。また、証人が署名又は押印をすることができない場合には、立会人又は証人がその事由を付記することで、これに代えることができるものとされている（第981条）。

証人による「筆記」は、その場でする必要はなく、船舶遭難の状態が止んでからでもよいと解されている。

#### ウ 一般隔離地遺言（第977条、第980条）

① 伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者であること。

② 警察官一人及び証人一人以上の立会いがあること。

③ 遺言書を作成すること。

④ 遺言関係者（遺言者、筆者、立会人及び証人）の署名及び押印があること。

法文上は、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」とされているものの、伝染病のため隔離されている者に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含む（例えば、裁判によって刑務所に収容されている者や地震・洪水等により事実上交通が遮断されている者も含まれる。）と解されている。

また、他人に代筆させる方法により遺言書を作成することも可能であると解されている。

署名又は押印をすることのできない者があるときは、立会人又は証人がその事由を付記することでこれに代えることができるものとされている（第981条）。

#### エ 在船者遺言（第978条、第980条）

① 船舶中に在る者であること。

② 船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会いがあること。

③ 遺言書を作成すること。

④ 遺言関係者（遺言者、筆者、立会人及び証人）の署名及び押印があること。

他人に代筆させることも可能であると解されていること、署名又は押印をすることのできない者があるときは、立会人又は証人がその事由を付記することでこれに代えることができるものとされていることは、一般隔離地遺言と同様である（第980条）。

オ まとめ

比較の便宜のため、以上の要件のうち主要な要素を表にすると、以下のとおりである。

5 なお、特別の方式の遺言については、厳格な方式が要求される遺言においては例外的なものであり、遺言者が生存しているにもかかわらずこの方式による遺言を有効としておくことは、後日紛争をもたらすおそれがあると考えられることを踏まえ、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じないものとされている（第983条）。(注)

10

	方法	立会人・証人	家庭裁判所による確認	効力
死亡危急時遺言	口授方式+証人による署名・押印	証人三人以上	必要	遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から6か月間生存するときは、その効力を生じない。
船舶遭難者遺言	口頭方式+証人による署名・押印(又はそれらができない旨の付記)	証人二人以上		
一般隔離地遺言	書面作成(代筆可)+遺言関係者による署名・押印(又はそれらができない旨の付記)	警察官一人+証人一人以上	不要	
在船者遺言	書面作成(代筆可)+遺言関係者による署名・押印(又はそれらができない旨の付記)	船長等一人+証人二人以上		

(注)「遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時」とは、

①死亡危急時遺言の場合は、疾病その他の事由による死亡の危急を免れて、自筆証書遺言を作り、又は公証人を招いて公正証書や秘密証書による遺言をなし得るようになった時、②船舶遭難者遺言の場合は、船舶遭難による死亡の危急を免れ、かつ帰還又は日本の領事の駐在する外国の領土に上陸した時、③一般隔離地遺言の場合は、隔離された場所から外部との交通遮断の行政処分等が解かれた時、④在船者遺言の場合は、航海を終わって帰還したり、日本の領事の駐在する外国の領土に上陸した時であると解されている。

15

20

2 本文 1

(1) 概要

前記 1(2)及び(3)のとおり、特別の方式の遺言は、厳格な方式が要求される

遺言においては例外的なものと考えられていることを踏まえると、特別の方式の遺言の作成が認められる場面については、普通の方式（現行規定のみならず、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を含む。）を遵守して作成し得ないと考えられる場面に限定することが相当である（注）。

5       そして、仮に普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けた場合であっても、なお普通の方式を遵守して遺言を作成し得ないと考えられる場面は、現代においても想定されるものと思われ、そのような例外的な場面に限っては、特別の方式の遺言の作成を許容する必要性がある。

10       そこで、特別の方式の遺言の作成が認められる場面に関する規律については、特別の方式の遺言の作成が認められる場面を明確化する観点から、現行規定の解釈上認められている場面や、現代において一般に普通の方式を遵守しては作成することができないと考えられる場面を条文上明らかにする見直しを行うことが考えられる。

15

（注） もっとも、特別の方式によって遺言を作成することができる場合であっても、普通の方式による遺言をすることは妨げられないとされており（東京高判昭和8年12月28日新聞3662号5頁）、自筆証書遺言を作成することができる場合であっても、死亡危急時遺言によって遺言を作成することが可能であり、自筆証書遺言の作成が可能であったことをもって当該死亡危急時遺言が無効となるものではないと考えられている。

20

## (2) 本文1(1)

25       ア 前記1(3)イのとおり、船舶遭難者遺言を作成することができる場面については、現行規定では、「船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者」（第979条1項）と規定されており、船舶遭難の場合を想定しているものの、現在の学説においては、航空機遭難の場合にも類推適用されると解釈されている。

30       また、特定の状況下において普通の方式の遺言のみならず死亡危急時遺言の方式要件すら履践が困難な場面としては、必ずしも船舶遭難や航空機遭難に限られず、地震・洪水等の大規模自然災害に被災した者や戦乱・暴動等の天災と同視すべき事変に巻き込まれた者に死亡の危急が迫っている場面も想定することができる。

35       イ そのため、本文1(1)では、船舶遭難者遺言については、現行の文言（船舶が遭難した場合）に限らず、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変も含まれることを条文上明らかとするとの考え方について、引

き続き検討するものとしている。

なお、「天災その他避けることのできない事変」という文言は、時効の完成猶予を定めた第161条において用いられており、「天災」とは地震、洪水などの自然力を意味し、「その他避けることのできない事変」とは暴動、戦乱などの天災と同視すべき事変をいうと解釈されているところ、仮にこのような文言により作成することができる場面を規定する場合には、船舶遭難者遺言においても同様に解釈することが相当と思われる。もっとも、前記1(2)及び(3)のとおり、船舶遭難者遺言は、死亡危急時遺言の方式要件すら履践できない場面を想定した規定であることから、一般に普通の方式の遺言や死亡危急時遺言の作成が可能と思われる場合、すなわち、およそ生命の危険性のない軽微な災害や暴動等の場合にまで船舶遭難者遺言の方式による遺言の作成を認めることは相当でないとも思われる。そのため、船舶遭難者遺言の作成を認める「天災その他避けることのできない事変」の場面を限定することも考えられる。このような考え方を踏まえた船舶遭難者遺言の方式による遺言の作成を認める場面を限定する在り方として、「天災その他避けることのできない事変」と死亡の危急との因果関係が必要であると整理することも考えられるものの、これに対しては、現行の船舶遭難者遺言において船舶遭難と死亡の危急との因果関係を求めていることとの関係をどのように整理するかといった指摘も考えられる。そこで、「天災その他避けることのできない事変」について場面を限定するとの考え方の当否も含め、作成することができる具体的な場面として、いかなる範囲が適切であるかについて、引き続き検討することが必要と考えられることから、その旨を本文の(注1)に記載している。

ウ また、船舶遭難者遺言の方式による遺言の作成を認める場面として、航空機遭難や天災その他避けることのできない事変のみならず、山岳における遭難も含まれることを条文上明記することも考えられる。確かに、山岳における遭難は比較的発生件数も多く、普通の方式や死亡危急時遺言の方式を遵守することができない状況も想定できないではないと思われるものの、山岳における遭難の態様は様々であり、船舶遭難や航空機遭難と同様の遺言作成の緊急性があるとまではいい難い場合もあるものと考えられる。そのため、「山岳における遭難」については、個別具体の事案において、「天災その他避けることのできない事変」と評価できる場合についてはこれに含まれ得ると整理することが考えられるところ、本文の(注2)では、そのような考え方について、引き続き検討する旨を記載している。(注)

(注) 警察庁作成の「令和5年における山岳遭難の概況等(統計データ)」によると、令和5年における山岳遭難の発生件数は3126件、遭難者数は3568人であり、そのうち死者・行方不明者は335人であった。

5 態様別人数をみると、道迷い(1204人)、滑落(617人)、転倒(604人)、病気(308人)、疲労(324人)、転落(112人)、悪天候(37人)、野生動物襲撃(45人)、落石(21人)、雪崩(20人)、落雷(1人)、有毒ガス(1人)、その他(170人)、不明(104人)であった。

10 (3) 本文1(2)

前記1(3)ウのとおり、一般隔離地遺言を作成することができる場面について、現行規定では、「伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者」(第977条)と規定されているところ、解釈上、伝染病に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所

15 に在る者全てを含むとされている。

そのため、本文1(2)では、現行の文言(伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者)に限らず、一般社会との交通が事実上又は法律上自由に行うことができない場所に在る者全てを含むことを条文上明らかにするとの考え方について、引き続き検討するものとしている。

20

(4) 本文1(3)

死亡危急時遺言及び在船者遺言における作成することができる場面の規律については、前記の船舶遭難者遺言及び一般隔離地遺言において、現行の文言を部分的に離れた解釈がされている状況とは異なっており、現行規定

25 を見直す必要があるとまではいい難いと考えられる。

そのため、本文1(3)では、死亡危急時遺言及び在船者遺言における遺言を作成することができる場面に関する規律について、現行法の規律を維持するとの考え方を提示している。

30 3 本文2

(1) 本文2(1)

現行規定が定める遺言の作成方法については、死亡危急時遺言について、遺言者が筆記した内容の読み聞かせを受けたこと又は閲覧したことの痕跡が遺言書に残らないことに加え、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言にお

35 ける確認の審判の実務では、遺言者の真意に基づくものであるとの一応の心証が得られれば確認の審判がされる場合が多く、真意に基づくものであ

ることの確認の機能を十分には果たしていないなど、真意性の確保がかなり後退しており、遺言者の権利が害されるような方式になっているとの指摘や、証人三人のうち一人についてその資格を医師に限定するなど、第三者的な視点を入れなければ、証人らによる口裏合わせのリスクが解消されないのではないかと指摘がある。

他方で、死亡の危急に迫った時点において普通の方式では遺言をすることができない場合に、特別の方式により遺言をすることを認める必要性があることは現在においても変わりなく、かつ、遺言者が必ずしもデジタル技術を利用することができるとは限らないため、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設けることとした場合であっても、デジタル技術を用いずとも遺言の作成が可能である現行規定の在り方を存置する必要性は否定できないと考えられる。また、隔絶地遺言（一般隔絶地遺言及び在船者遺言）について、作成方法の規律を見直すべきとの特段の指摘は見受けられない。

これに加え、特別の方式の遺言は、普通の方式の遺言と異なり、時間的余裕のない状況下において、作成方法に関する民法上の規律を入念に確認することもできないままに作成されることが想定されるところ、現行規定の改正によって従前の方式要件に従って作成した遺言が無効となることとされた場合には、法改正を知らない者が遺言を作成したときに、その多くが無効とされてしまうことになりかねないことから、現行規定の改正については、経過措置の在り方も含めて、慎重な検討を要するとの指摘もある。

以上を踏まえ、本文2(1)では、特別の方式の遺言の作成方法に関する現行の規定については、維持するとの考え方を提示している。

もっとも、現行規定における押印要件（第976条第1項、第979条第3項、第980条並びに第982条において準用する同法第968条第3項及び第973条第2項）については、自筆証書遺言における押印要件の在り方を踏まえて検討することが考えられることから、その旨を本文の（注1）に記載している。

## (2) 本文2(2)

### ア 概要

死亡危急時遺言については、前記1(3)アのとおり、現行規定において、遺言の趣旨の口授を受けた証人が「筆記」として規定されているところ、筆記は肉筆である必要はなく、タイプライターで打たれたものでもよいと解釈されていることから、現行規定を前提としても、ワープロソフト等のデジタル技術を用いることができると考えられる。もっとも、デジタル技術を更に活用することにより、証人の人数要件を緩和することを含め、

一定程度の真意性を確保することのできる新たな方式を設けることも考えられる。

また、船舶遭難者遺言については、前記1(3)イのとおり、現行規定において、証人が遺言の趣旨を記載した書面を作成することとされているところ、遺言者のみならず証人も船舶遭難、災害又は戦乱等に遭遇しており、遺言の趣旨が記載された書面を作成する前に証人が死亡する可能性も否定できないことに加え、仮に証人が遺言の趣旨が記載された書面を作成した場合であっても、当該書面が滅失する可能性も否定できない。このような場面を想定すると、デジタル技術を用いることによって、遠隔地にいる者を証人としたり、情報の送受信により遠隔地にいる者のデジタル機器内等に遺言を保存したりするなど、確実に遺言を保存する新たな方式を設けることも考えられる。

もっとも、特別の方式の遺言は、普通の方式の遺言の例外であるという民法上の位置付けを踏まえると、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方の要否については、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の検討を踏まえる必要があるものと思われる。

そこで、本文2(2)では、特別の方式の遺言におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の案として、死亡危急時遺言につき2つの案を、船舶遭難者遺言につき3つの案をそれぞれ提示するとともに、死亡危急時遺言については(後注)も付することとして、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな遺言の方式の在り方についての検討を踏まえつつ、各案に基づく規律を新たに一つ又は複数設けることについて、引き続き検討するものとしている。

イ 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言における各案及び(後注)に共通する事項

(ア) 活用するデジタル機器について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、遺言作成を希望する者が、死亡の危急に迫られている状況下においても比較的容易に遺言を作成できるようにするため、現時点において、広く社会に普及しているデジタル機器を用いることが望ましいと考えられる。そのため、各案及び(後注)では、スマートフォン、パソコン又はデジタルカメラといった社会に広く普及しているデジタル機器を用いた方法を用いることとしており、民間事業者等の提供する特定のアプリケーションソフトをダウンロードして用いることなどは前提とはしていない。

また、各案及び(後注)では、遺言者がデジタル機器を用いて録音・

録画によって記録することとしているが、必ずしも遺言者自身によってされる必要はなく、遺言者の指示を受けた者が記録するものでも許容されることを前提としているため、その旨を本文の（注2）に記載している。

5 (イ) 証人について

死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言においては、証人を手配することが困難であったり、通信環境が途絶していたりする場面も想定されることを踏まえると、証人の立会いを不要とした方式を設けるべきとの考え方もある。

10 しかし、証人の立会いを不要とした場合には、真意性・真正性を担保する手段に乏しいとも考えられ、現在のディープフェイク技術の発達や、今後もデジタル技術の進展が急速に進展すると考えられることを踏まえると、親族や遺言によって利益を得ようとする者が自己に有利な遺言があったかのように電磁的記録や録音・録画による記録等を偽造することや、遺言の一部を自己に有利な内容に変造する可能性も排除することができず、また、遺言が遺言者の真意に基づいて作成されたことを立証することが困難になるとも考えられる。

15 そこで、各案及び（後注）においては、現時点におけるデジタル技術の進展状況や今後の更なるデジタル技術の進展の可能性等を考慮して、証人の立会いを必要とすることとしている。

20 もっとも、船舶遭難者遺言については、とりわけ証人の立会いが困難な状況も想定される場所、将来において、電磁的記録の作成者が誰であるかを明らかにする機能や偽造・変造を防止するデジタル技術が広く社会に普及する可能性も否定できず、そのような場合には、証人要件を不要とすることも否定されないと考えられる。そこで、本文の（注3）では、証人の立会いを不要とすることも含め、デジタル技術を活用した新たな方式の在り方について引き続き検討する旨記載している。

25 その上で、証人の人数については、特別の方式の遺言は普通の方式の遺言と異なり、死亡危急時遺言の場合は遺言の日から20日以内に（第976条第4項）、船舶遭難者遺言の場合は遅滞なく（第979条第3項）、家庭裁判所に請求して確認の手続を経る必要があり、家庭裁判所において比較的記憶が鮮明な状態にあることが期待できる証人から供述を得ることが可能である上、遺言者が口授する状況等が撮影された録音・録画による記録を証拠とすることも可能であることから、証人が一人であったとしても、最低限度の真意性・真正性を担保し得るとも考えられる。そのため、証人の人数要件については、各案及び（後注）の

いずれについても、現行規定よりも緩和することとしている。(注1)  
(注2)

さらに、死亡の危急に迫られている状況下においては、周囲に証人となることのできる者がいるとは限らないことから、証人の立会いは、現  
5 在に遺言者の周囲に存する場合のみならず、ウェブ会議の方法による場合も含むものとしており、その旨を本文の(注4)に記載している。この場合における録音・録画は、ウェブ会議の様子を録音・録画することを想定している。

(ウ) 証人の署名・押印について

10 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言においては、遺言者本人の署名押印は要求されていないものの、証人全員が署名及び押印をすることが要件とされている(第976条第1項後段、第979条第3項)。死亡危急時遺言において証人全員の署名・押印が要求される趣旨は、筆記  
15 の正確なことを証明することにあるとされるところ、死亡危急時遺言の作成は証人の署名・押印をもって終わるとされていることに照らすと、証人の署名・押印には、死亡危急時遺言が完成したこと及び当該遺言作成に立ち会った証人が誰であることを証明する機能も有しているものと考えられる。また、このような遺言が完成したこと及び当該遺言作成に立ち会った証人が誰であることを証明する機能は、船舶遭難者遺言  
20 における証人の署名・押印においても同様と思われる。

各案及び(後注)については、前記(ア)のとおり録音・録画を用いることとしており、前記のような署名・押印の機能は、録音・録画によって記録されることにより一定程度代替できると考えられる上、立ち会  
25 った証人が誰であるかについては、証人の氏名の記名に加え、当該録音・録画において証人の姿態を撮影することで代替できるものとも考えられる。そのため、各案及び(後注)のいずれにおいても、証人の署名・押印は不要としている。

(エ) 日付及び遺言者の氏名の記載について

30 死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言については、現行規定において遺言書の作成日付の記載が方式要件とされていない。その趣旨は、遺言書の作成日付については、遺言書上に記載がなかったとしても、立ち会った証人によって確定することができると考えられたことにあると思われる(注3)。

35 また、現行規定においては、遺言者の氏名の記載も方式要件とされていないところ、新たな方式においては、遺言者の氏名が記載されていない場合であっても、立ち会った証人及び録音・録画によって、遺言者の

特定を図ることができるものと考えられる。

そのため、それぞれの【甲案】及び【乙案】においては、日付及び遺言者の氏名の記録を方式要件としないこととしている。

(オ) 口がきけない者や耳が聞こえない者についての特則について

5 現行規定では、死亡危急時遺言における口がきけない者についての特則（第976条第2項）及び耳が聞こえない者についての特則（第976条第3項）や、船舶遭難者遺言における口がきけない者についての特則（第979条第2項）が規定されており、通訳人の通訳により口授等に代えることができるものとされている。

10 各案及び（後注）については、通訳人の通訳のほか、口がきけない者については、遺言者又は証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口述等に代えるものとするのが考えられることから、その旨を本文の（注5）に記載している。（注4）

15 (カ) 確認の手続について

普通的方式に要求される厳格な要式性が緩和されている点や、遺言者の真意が正しく表示されないおそれ及び後日紛争をもたらすおそれがあることは、各案及び（後注）についても異なるところはないことから、現行法における死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言と同様、確認手続が必要であるものとするとともに、6か月間生存した場合には失効するものとしており、その旨を本文の（注6）に記載している。

ウ 本文2(2)ア

(ア) 【甲案】

25 死亡危急時遺言における【甲案】は、遺言の全文等を電磁的記録により作成することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人一人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が証人に対して遺言の趣旨を述べ、証人が遺言者の述べた遺言の趣旨と証人の氏名を、パソコン等を用いて入力した後、その入力した内容を証人が読み上げて遺言者に聞かせるか、パソコン等の画面に表示して遺言者に閲覧させ、③遺言者が、その入力内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであることを承認し、かつ④遺言者又は遺言者の指示を受けた者のいずれかが②及び③の状況を録音・録画することが想定される。

35 【甲案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、遺言が書面ではなく電磁的記録であることに加え、

一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いを許容することとし、かつ証人の署名押印を不要としている。

(イ) 【乙案】

5 死亡危急時遺言における【乙案】は、遺言の全文等を書面により作成することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人一人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が証人に対して遺言の趣旨を述べ、証人が遺言の趣旨と証人の氏名を、パソコン等を用いて入力してプリントアウトするか、手書きで書面に記載した後、その書面を、証人が読み上げて遺言者に聞かせるか、遺言者に閲覧させ、③遺言者が、その記載内容が自己の遺言の内容を正確に記録したものであることを承認し、かつ④遺言者又は遺言者の指示を受けた者のいずれかが②及び③の状況を録音・録画することが想定される。

15 【乙案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであり、ウェブ会議の方法による証人の立会いの場合においては、証人が遺言の趣旨が記載された書面を読み上げ、又は通話中の映像に当該書面を映し出すことにより閲覧させることができるものとするのが考えられる。そのため、現行規定と比較すると、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件が緩和されるとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いが可能となり、かつ証人の署名押印が不要となるものと考えられる。

20 なお、【甲案】及び【乙案】については、録音・録画によって記録された遺言者が口頭で述べた内容と、証人が作成した遺言の趣旨が記録等された電磁的記録又は書面とが存在することとなるため、それらの記録等された内容が異なっていた場合にはどのように考えるかについて、検討が必要となると思われる。

(ウ) (後注)

30 前記【甲案】及び【乙案】以外にも、録音・録画を用いて記録された電磁的記録を遺言そのものであるとする方式、すなわち、遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録を作成し、証人の立会いを要件とする方式も考えられることから、これを(後注)に記載している。

35 (後注)は、遺言者が述べた遺言の趣旨を証人が筆記する過程がなく、遺言者が口頭で述べた内容がそのまま遺言となる点で、現行規定の在り方と異なるものであり、遺言者が述べた遺言の趣旨をそのまま録音・録画により記録することが可能であるとも考えられる。なお、死亡危急

時遺言においては、証人が遺言の趣旨を記録した後、遺言者にその記録内容を閲覧させ、又は読み聞かせることとされていることを踏まえ、(後注)では、遺言の趣旨が録音・録画により記録された電磁的記録と、同電磁的記録を再生して内容を確認している状況が録音・録画により記録された電磁的記録を作成することが必要となることとしているため、【甲案】及び【乙案】と異なり、録音・録画により記録された電磁的記録が二つ必要となる。加えて、(後注)の方式では、遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録が遺言となるため、一覽性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。そのため、円滑な執行の確保の観点から、遺言そのものは①から⑥までの手続を履踐することで成立するとしつつ、確認手続の際には、④及び⑥の録音・録画により記録された電磁的記録の内容の反訳も併せて提出することとする在り方も考えられる。

もっとも、(後注)の方式に対しては、死亡の危急に迫った遺言者が、必ずしも遺言の趣旨を整理して口授できるとは限らないと思われることから、遺言の趣旨が録音・録画により記録された電磁的記録の記録内容を再生して確認することは、比較的遺言の趣旨が整理されていることが期待できる電磁的記録に記録された文字情報や書面の記載を確認する場合に比して、死亡の危急に迫った遺言者の負担が大きいとの指摘も考えられる。また、遺言の趣旨が録音・録画により記録された電磁的記録の記録内容を再生して確認している際に訂正があった場合の遺言内容の訂正の在り方についても検討する必要があるとの指摘も考えられる。これらの指摘が考えられることから、本文2(2)アでは、想定され得る案の一つとして(後注)に記載している。

エ 本文2(2)イ

(ア) 【甲案】

船舶遭難者遺言における【甲案】は、遺言の全文等を電磁的記録により作成することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人一人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③その状況を録音・録画し、④その後証人が、パソコン等を用いて遺言の趣旨及び証人の氏名を記録することが想定される。

【甲案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、遺言が書面ではなく電磁的記録であることに加え、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証

人の人数要件を緩和するとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いを可能とし、かつ証人の署名押印を不要としている。

(イ) 【乙案】

船舶遭難者遺言における【乙案】は、遺言の全文等を書面により作成することとし、証人の立会い及び録音・録画を要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人一人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③その状況を録音・録画し、④その後証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名につき、ワープロソフト等を用いて入力してプリントアウトするか、手書きで書面に記載することが想定される。

【乙案】は、概ね現行規定の作成過程を踏襲するものであるが、現行規定と比較すると、一連の作成過程を録音・録画することを方式要件とすることに伴い、証人の人数要件を緩和するとともに、ウェブ会議の方法を用いた証人の立会いを可能とし、かつ証人の署名押印を不要としている。

(ウ) 【丙案】

船舶遭難者遺言における【丙案】は、遺言の全内容が録音・録画により記録された電磁的記録を作成することとし、証人の立会いを要件とする方式である。

具体的な作成過程としては、①証人一人及び録音・録画をするためのデジタル機器を準備した上、②遺言者が遺言を述べ、③証人が自己の氏名を述べ、④②及び③の状況を録音・録画することが想定される。

【丙案】は、遺言者が述べた遺言の趣旨を証人が筆記する過程がなく、遺言者が口頭で述べた内容がそのまま遺言となる点で、現行規定の在り方と異なる。

また、【丙案】においては、証人が記録又は記載するものがないことから、【甲案】及び【乙案】と異なり、証人が自己の氏名を述べ、その状況を録音・録画することを要件としている。

船舶遭難や航空機遭難、天災その他避けることのできない事象が発生した場合等については、死亡危急時遺言の場合よりもさらに死亡の危急に間近に迫った状況であることが想定され、録音・録画により記録された電磁的記録により遺言を作成することも許容される余地があるとの指摘もあったことから、船舶遭難者遺言においては、死亡危急時遺言と異なり、かかる方式を【丙案】として、【甲案】及び【乙案】と併記している。

なお、【丙案】の方式は、死亡危急時遺言における（後注）と同様、

遺言の全内容が録音・録画された電磁的記録が遺言となるため、一覧性及び可読性がなく、円滑かつ迅速な執行が困難になるおそれが否定できない。そのため、円滑な執行の確保の観点から、遺言そのものは①から④までの手続を履践することで成立するとしつつ、証人又は利害関係人の請求に基づく確認手続の際には、請求者が④の録音・録画された電磁的記録の内容の反訳も併せて提出することとする在り方も考えられる。また、【丙案】において、反訳も併せて提出することとした場合には、反訳が記載された書面において証人の氏名が明らかにされていれば足り、遺言者が口頭で遺言する際に証人が自己の氏名を口述することを要しないとすることも考えられる。もっとも、【丙案】において反訳も併せて提出することとし、かつ証人が自己の氏名を口述することも要しないとした場合には、実質的に【甲案】及び【乙案】と異なるところはないため、【甲案】又は【乙案】を新たに設けることとした場合においては、【甲案】及び【乙案】との関係をどのように整理するかについて検討する必要がある。

(注1) 特別の方式の遺言についても、証人の欠格事由が規定された第974条が準用されるため(第982条)、未成年者、遺言者の推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族については、証人となることができない。

(注2) 第974条を特別の方式について準用することについては、立法当時議論があり、第192回法典調査会において、死亡の危急に際して遺言をするのは推定相続人、受遺者、親族又は配偶者に対してであり、これらの者を無資格とすれば特別の方式の遺言は行われなくなるため、準用すべきでないとの意見もあった。これに対しては、親族は遺言に利害関係を有する者であり、遺言を改変して自己に有利な遺言を作出するおそれがあることから、親族を証人とするところこそ最も禁じなければならない旨の意見が出され、かかる意見に基づき、現行規定が設けられた。

(注3) 死亡危急時遺言における作成日付の記載の要否につき、最高裁は、「遺言者が口授した遺言の趣旨を記載した書面に、遺言をした日附ないし証書を作成した日附を記載することが右遺言の方式として要求されていないことは、同条の規定に徴して明らかであって、日附の記載はその有効要件ではないと解すべきである。」とし、「遺言のなされた日が何時であるかは、書面は日附が存在せず、また日附の記載の正確性に争いがあっても、これに立会った証人によって確定することができるから、所論のような事情は右の解釈を左右するものではない。」と判示している(最判昭和47年3月

17日民集26巻2号249頁)。

(注4) 公正証書遺言の場合には、「通訳人の通訳により申述し、又は自書して、・・・口授に代えなければならない」(第969条の2第1項)と規定される一方、死亡危急時遺言の場合には、「通訳人の通訳により申述して、・・・口授に代えなければならない」(第976条第2項)と規定されており、「自書」による場合が除かれている。これは、死亡危急時遺言が普通の方式によることのできない場合を想定した例外的な方式であることを踏まえ、「自書」が可能な遺言者は、自筆証書遺言を作成すべきとの考え方によるものとされる。このような考え方は、自筆証書遺言との関係のみならず、デジタル技術を活用した新たな方式との関係においても妥当するものと考えられるため、遺言者又は証人が入力する文字情報を電子計算機を用いて同時に音声に変換することにより、口授等に代えるものとするについては、普通の方式におけるデジタル技術を活用した新たな方式の在り方も踏まえつつ、その要否を検討する必要があるものと考えられる。

### (3) 本文2(3)

一般隔離地遺言及び在船者遺言は、自筆証書遺言を作成することが可能であるにもかかわらず、公正証書遺言又は秘密証書遺言の作成が困難であることを踏まえて、これらの遺言の代わりに作成を認められた方式であり、警察官や船長といった中立性の期待できる者の関与が必須とされている点で死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言に比してより真意性が確保される方式として位置付けられていると考えられる。このような民法上の位置付けを踏まえると、一般隔離地遺言及び在船者遺言における方式要件の在り方については、死亡危急時遺言及び船舶遭難者遺言とは異なり、公証人の関与が期待できるか否かといった観点からも検討が必要と考えられる。そして、公正証書に係る一連の手續のデジタル化により、公証人が相当と認めた場合にはウェブ会議の方法を利用した公正証書遺言の作成が認められることとされたことを踏まえると、ウェブ会議を利用することの相当性が認められるかというハードルはあるものの、一定程度は公正証書遺言の作成が可能になるとも考えられる。そして、一般隔離地遺言及び在船者遺言の作成件数は明らかでないものの、少数であると想定され、特にデジタル技術を活用した新たな方式を創設する事情も見当たらないことを考慮すると、あえて一般隔離地遺言及び在船者遺言にデジタル技術を活用した新たな遺言の方式を設ける必要性は乏しいとも考えられる。

そこで、本文2(3)では、一般隔離地遺言及び在船者遺言については、デジタル技術を活用した新たな規律を設けないものとしている。

## 第5 その他

- 1 遺言能力について、新たな規律を設けないものとする。
- 2 遺言の内容の明確性を確保することについて、特段の規律を設けないものとする。
- 3 民法第973条（成年被後見人の遺言）について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討する。

### （補足説明）

#### 1 概要

遺言者の最終意思を実現するとの観点からは、遺言能力（ここでは、遺言者が遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を弁識するに必要な判断能力をいう。）及び遺言の内容の明確性を確保すること（処分行為に該当するか否か、対象財産が何か明らかでないなどの不明確な記載の防止）について何らかの規律を設ける必要があるか、第973条（成年被後見人の遺言）について規律の見直しをする必要があるかが問題となる。

#### 2 本文1

高齢社会の進展とともに、認知症等で判断能力が不十分な高齢者がした遺言について遺言能力の有無が争われる事案が多いため、このような紛争を防止する観点から、遺言能力を担保する手当等があれば望ましいとの指摘がある。

もっとも、この点を担保することに資する確なデジタル技術も現時点では見当たらず、部会においても具体的な規律の内容に関する意見はなかった。

以上を踏まえると、遺言能力について、第963条等に加え、新たな規律を設けて担保等することは困難であり、公証人において遺言者の遺言能力についても確認することとされている公正証書遺言との棲み分けの問題や方式要件の問題に含めて考えることが相当とも思われるため、本文ではその旨提案している。

#### 3 本文2

自筆証書遺言の場合、処分行為に該当するか否かや、対象財産が何か明らかでないなどの不明確な記載など、遺言の趣旨が判然としないために無効と判断され、遺言が実現されないことがあるため、それを防止する必要があるのではないかと指摘がある。

この点については、例えばウェブサイト上でフォーマットを用い、相続財産、推定相続人、受遺者、遺言執行者、相続分の指定、遺贈等の記載事項につき、項目化・フォーマット化して入力することとし、入力に漏れがある場合にはその旨の表示がされるなどすれば、遺言の作成が容易となる上、遺言の内容が明  
5 確となり、不明確な記載を一定程度防止することが可能とも考えられる。

また、部会では、そもそもこの点については遺言の方式要件の問題として考えるのではなく、例えば法務省のホームページで遺言書の文例を示すことなどにより、遺言書の書き方（文例）が分からない利用者に対応することも考えられるとの指摘があった。また、本文第1の1のように、全文等の入力方法を  
10 問わないとすると、フォーマットを用いて入力することも排除されず、遺言者によっては民間事業者のサービスで提供されるフォーマットを用いて入力することもあると考えられ、その限度で不明確な記載は防止されとも考えられる。

以上を踏まえると、遺言の内容の明確性を担保する方策については、特段の  
15 規律を設けないことが考えられるため、本文ではその旨提案している。

#### 4 本文3

##### (1) 現行の方式

第973条は、成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時に  
20 おいて遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならず、遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、押印しなければならない旨規定する。この趣旨は、遺言者が遺言をする時においてその能力を有しない場合にはその遺言は無効となる（第963  
25 条）ところ、成年被後見人は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」であるものの、能力を回復した場合においては、同人に遺言をすることを認めることが同人にとって有益であることから、一定の要件を満たした場合には遺言をすることができるとしたものである。

##### (2) 本文3

現行の方式については、実務上、成年被後見人が遺言をするに際し、医師  
30 二人以上の立会いを求めるのは困難であるとの指摘がある。

もともと、現行の成年後見制度の下においては、成年被後見人は、事理を  
35 弁識する能力を欠く常況にある者として後見開始の審判を受けた者であり、同人が遺言をするときに当該能力を回復しているか否かの判断について慎重な検討が求められることに加え、成年被後見人が当該能力を回復した時

に遺言をしたか否かの紛争を防止する必要があると考えられることからすると、医師二人以上の立会いを要することはやむを得ないとも考えられる。他方で、成年被後見人の自己決定等を尊重する観点から、当該能力を回復した成年被後見人が遺言をするに当たっての制約をできるだけなくすべきとの指摘もある。

この点、成年後見制度については、令和6年4月以降、本部会と並行して開催されている法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、その見直しについての調査審議が行われており、「法定後見制度に関するその他の検討事項」の項目内において、成年後見制度の見直しに伴う成年被後見人の遺言に関する規律の見直しの要否についても検討事項とされている。成年後見制度の見直しがされた場合の「成年被後見人」の遺言の在り方については、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において調査審議されている後見、保佐及び補助の三類型が維持されるか否か、後見がどのような要件の下にどのような範囲の者を対象とするのかなどにも関わる問題であり、まずは成年後見制度の見直しにおける議論に委ねるのが相当と考えられる。（注）

これに対し、見直しの検討において含まれ得る論点のうち、特に遺言法制に特有の問題（押印の要否）については、本部会で検討することが相当と考えられ、遺言に立ち会った医師が行う押印の要件については、自筆証書遺言において押印を要しないとする場合には、これと同様に押印を要しないものとするのが考えられる。なお、自筆証書遺言において押印要件を存置する場合においても、診断書において押印が必ずしも求められていないこと（医師法施行規則第20条参照）を踏まえ、医師が行う押印を要しないとすることも考えられる。

そこで、本文では、成年被後見人の遺言について、自筆証書遺言における押印要件の在り方や成年後見制度の見直しにおける議論等を踏まえ、その規律の在り方を検討することを提案している。

（注）成年後見制度の見直しについて調査審議を進めている法制審議会民法（成年後見等関係）部会が取りまとめた「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」では、成年被後見人の遺言について、同中間試案の第1の1(1)において、

【甲案】をとる場合（現行法の規律の基本的な枠組み（事理弁識能力を欠く常況にある者については後見を開始し、事理弁識能力が著しく不十分である者については保佐を開始し、事理弁識能力が不十分である者については補助を開始する枠組み）を維持しつつ、所要の修正をするものとする案をとる場合）には現行法の規律（成年被後見人の遺言の規律）を維持するものとするものとし、【乙2案】をとる場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設ける場

合)には第1の1(1)【乙2案】ア①の保護の本人(事理弁識能力が不十分である者(事理弁識能力を欠く常況にある者を除く。))について現行法の規律を設けない(削除する)ものとし、第1の1(1)【乙2案】イ①の保護の本人(事理弁識能力を欠く常況にある者)については現行法の規律(成年被後見人の遺言の規律)を維持するものとし、【乙1案】をとる場合(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない場合)には成年被後見人の遺言の規律を設けない(削除する)ものとする旨の記載がある。

以上

# 自筆証書遺言と新たな遺言の方式（普通的方式）の各案との比較

	作成方法のイメージ	主なメリット	主なデメリット
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 遺言書の全文、日付及び氏名を自書（財産目録については自書でなくとも可）</li> <li>② 遺言書への押印</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公証人や証人等の他人の関与を要せず、いつでも作成することができる。</li> <li>イ 作成費用がかからない（保管制度を利用した場合、保管申請手数料は1件3900円）。</li> <li>ウ 遺言の内容のみならず、その存在を秘密にしておくことができる。</li> <li>エ 全文等の自書により、偽造のリスクを軽減することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 全文等を自書する負担がある。</li> <li>b 相続開始後に家庭裁判所における検認手続を行う負担がある（保管制度を利用した場合、検認手続は不要である。）。</li> <li>c 遺言者の不知・不注意等から方式不備が生じ、無効とされるリスクがある（保管制度を利用した場合、リスクは軽減される。）</li> <li>d 遺言書が変造されるリスク、紛失や発見されないリスク、他人による隠匿・破棄のリスクがある（保管制度を利用した場合、リスクは軽減される。）。</li> </ul>
甲1案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① パソコン等を利用して遺言の全文等を入力した電磁的記録を作成</li> <li>② 証人2人以上の前で、遺言の全文等を口述</li> <li>③ 証人が自己の氏名等を口述</li> <li>④ 上記②③の状況を録音・録画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 全文等を自書する負担がない。</li> <li>イ 公的機関の関与を要せず受付時間等の制約なく、作成することができる。</li> <li>ウ 証人の立会い及び録音・録画により、偽造・変造のリスクを軽減することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 全文を口述する負担がある。</li> <li>b 証人2人の立会いを求めることによる負担がある。</li> <li>c 相続開始後に家庭裁判所における検認手続を行う負担がある。</li> <li>d 証人に遺言の内容を知られることとなる。</li> <li>e 遺言者又は証人の不知・不注意等から方式不備が生じ、無効とされるリスクがある。</li> <li>f デジタルデータであることによる、紛失や発見されないリスク、他人による隠匿・破棄のリスクがある。</li> </ul>
甲2案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① パソコン等を利用して遺言の全文等を入力した電磁的記録を作成し電子署名を行う</li> <li>② 遺言の全文等を口述して録音</li> <li>③ 上記②の際、遺言者以外の者が立ち会わず、かつ遺言者以外の者が口述できないことを担保する措置</li> <li>※ 民間事業者のサービス利用を想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 甲1のアと同じ。</li> <li>イ （民間事業者のサービス内容によっては）公的機関や第三者の関与を要せず、いつでも作成することができる。</li> <li>ウ 技術的措置により、偽造・変造のリスクを軽減することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 甲1のaと同じ。</li> <li>b 民間事業者のサービス内容によっては、手続負担や費用負担がある。</li> <li>c 甲1のcと同じ。</li> <li>d 民間事業者のサービス内容によっては、方式不備が生じ、無効とされるリスクがある。</li> <li>e 甲1のfと同じ（民間事業者のサービス内容によっては、リスクは軽減される。）。</li> </ul>
乙案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① パソコン等を利用して遺言の全文等を入力した電磁的記録を作成し電子署名を行う</li> <li>② 公的機関に当該電磁的記録をオンラインで提供・本人確認（保管申請）</li> <li>③ 公的機関に対し対面又はウェブで遺言の全文を口述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 甲1のアと同じ。</li> <li>イ 相続開始後の家庭裁判所における検認手続を要しない。</li> <li>ウ 公的機関の確認・保管により、偽造・変造、方式不備、紛失や発見されない事態、他人による隠匿・破棄のリスクを軽減することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 甲1のaと同じ。</li> <li>b 制度の内容によっては平日の日中における手続を要するなど、公的機関での保管に伴う手続負担や費用負担がある。</li> </ul>
丙案	<ul style="list-style-type: none"> <li>① パソコン等を利用して遺言の全文を入力した電磁的記録をプリントアウト等した書面に署名</li> <li>② 公的機関に当該書面を持参又は郵送で提出・本人確認（保管申請）</li> <li>③ 乙の③と同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 甲1のア、乙のイと同じ。</li> <li>イ 乙のウと同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 甲1のa、乙のbと同じ。</li> </ul>

（注）破線の上方は負担等の観点からの、下方はリスクの観点からの記載である。